

霧島市公共施設管理計画

平成 27 年 3 月

霧 島 市

ごあいさつ

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化の進展など社会情勢が急速に変化し、国・地方を通じ財政状況が厳しい中、公共施設（道路・橋梁や上下水道、公共建築物等）の老朽化に伴う安全性の確保や更新等は、地方公共団体の大きな課題の一つとなっています。

国は、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラストラクチャーが、今後一斉に更新の時期を迎えることから、平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方公共団体に対しても公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な「行動計画」や「個別施設計画」の策定を求め、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう地方公共団体に要請したところです。



本市は、全国の類似団体（人口規模・産業構造が類似している都市）に比べ、歳入総額に占める自主財源（市が自主的に収入できる歳入）の割合が低いことなど、財政基盤が脆弱であることに加え、地方交付税（普通交付税）の合併特例措置（加算）が平成32年度で終了します。

このため、合併直後の平成18年に財政経営の指針として「霧島市経営健全化計画」を策定し、これまで2次にわたり見直しを行いながら、市債残高の縮減や基金の涵養などを重点に財政健全化に取り組んできました。

一方で、本市の公共施設の多くは、合併以前に旧市町が各々の方針に基づき整備したものであり、平成17年の市町合併の結果、公共建築物の保有量は人口規模が同程度の都市と比較して非常に高い値となっているほか、道路や橋梁・上下水道などの土木インフラストラクチャーについても、市の面積が広いことなどから数多く保有しています。

このようなことから、本市では、ライフスタイルの多様化等に伴い市民ニーズが公共施設の整備時から大きく変化していることを勘案しながら、平成23年度から公共施設のあり方についての検討を進め、この度、健全財政の堅持と適切な公共サービスを両立していくために、公共施設が抱える様々な課題を明確にし、今後の公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「霧島市公共施設管理計画」を策定しました。

今後、複合化・多機能化等により施設保有量の適正化（総量削減）を図るなど、本計画を着実に推進することにより、地域活力を維持し、それぞれの地域での暮らしの継続と健全財政の堅持などを実現していくこととなりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、熱心にご審議、ご検討を賜りました霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

霧島市長 前 田 終 止

霧島市公共施設管理計画 目次

I. 霧島市公共施設管理基本方針（霧島市公共施設等総合管理計画）

1. はじめに.....	1
(1) 方針の目的.....	1
(2) 方針等の位置付け.....	1
(3) 対象施設.....	2
(4) 対象期間.....	2
2. 本市の現状.....	3
(1) 人口動態.....	3
(2) 財政の状況.....	5
3. 公共施設の現状と課題.....	6
(1) 公共建築物.....	6
(2) 道路・橋梁等.....	14
4. 公共施設管理に関する基本的な方針.....	21
(1) 公共建築物.....	21
(2) 道路・橋梁等.....	32

II. 霧島市公共施設管理基本計画

1. 留意すべき本市の特徴.....	37
(1) 市街地及び中山間地域における人口動態.....	38
(2) 市街地及び中山間地域における地域の実態.....	40
2. 公共建築物編.....	42
2-1 公共建築物管理に係る全体像.....	42
(1) 今後推進する取組.....	43
(2) 取組に当たり留意すべきこと.....	47
2-2 用途別の公共建築物管理の方向性.....	50
(1) 行政系施設.....	50
(2) 市民文化系施設.....	51
(3) 学校教育施設.....	53
(4) スポーツ・レクリエーション系施設.....	54
(5) 公営住宅.....	56
(6) その他施設.....	57
2-3 地区別の特性を踏まえた公共建築物管理の方向性.....	59
(1) 国分地区.....	59
(2) 溝辺地区.....	62
(3) 横川地区.....	64
(4) 牧園地区.....	66
(5) 霧島地区.....	68
(6) 隼人地区.....	70
(7) 福山地区.....	73
3. 道路・橋梁等編.....	76
3-1 道路・橋梁等管理に係る全体像.....	76
(1) 今後推進する取組.....	76
(2) 取組に当たり留意すべきこと.....	76
3-2 用途別の道路・橋梁等管理の方向性.....	78
(1) 道路・橋梁.....	78
(2) 水道施設.....	80
(3) 下水道施設.....	81

用語集

巻末資料

1. 霧島市公共施設管理基本方針 (霧島市公共施設等総合管理計画)

1. はじめに

(1) 方針の目的

本市は類似団体（人口規模及び産業構造が類似している団体）に比べ、財政基盤が脆弱であり、地方交付税（普通交付税）^{※用語集}の合併特例措置も平成 32 年度で終了します。

一方、本市が保有する公共建築物の総延床面積は約 82.2 万㎡、市道延長は約 1,606 km に達するなど多くの公共施設を保有しており、老朽化に伴う安全性の確保や公共施設に対する市民のニーズの変化への対応、更新費用等の財源の確保が今後の大きな課題です。

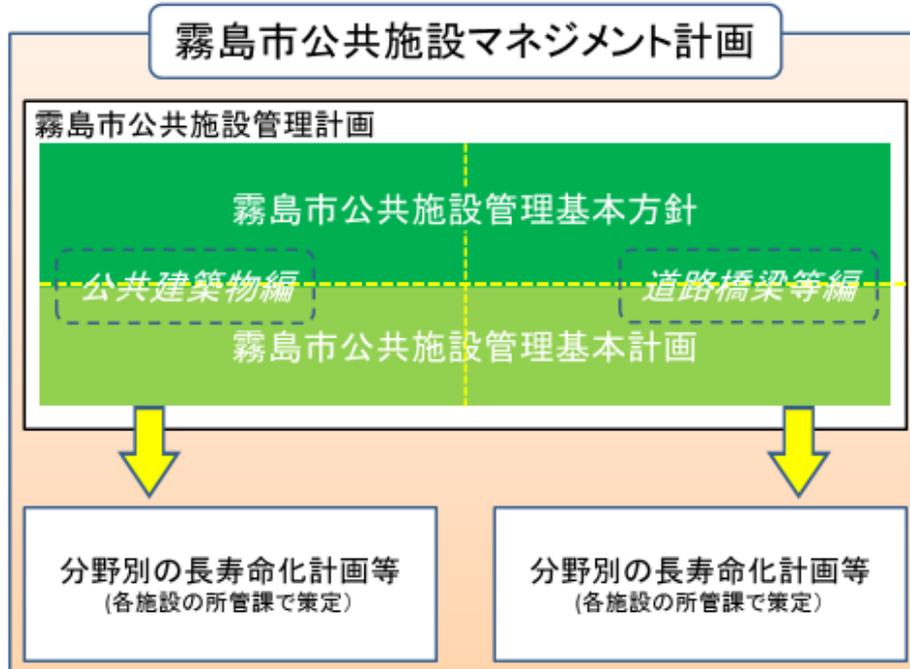
国においてはインフラ^{※用語集}の老朽化が一斉に進行することへの対応として、平成 25 年インフラ長寿命化^{※用語集}基本計画を策定し、平成 26 年 4 月には、総務省から地方公共団体に対して速やかに「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請されたところです。

以上のような公共施設を取り巻く現状や環境の変化を勘案するとともに、将来にわたって健全な財政運営を堅持しながら、適切に公共施設や行政サービスを提供し、市民満足度を高め、併せて総務省の要請に対応し、公共施設が抱える様々な課題を明確にするとともに、今後必要とされる取組方向について整理するために「霧島市公共施設管理基本方針」を策定するものです。

(2) 方針等の位置付け

本市は第一次霧島市総合計画において、市民に開かれた行政の推進や質の高い行政サービスの提供を積極的に行い、健全で自立した財政運営を推進することとしています。本方針は、その一環として策定する霧島市公共施設マネジメント^{※用語集}計画の一部をなすものであり、公共施設の管理に関する基本的な方針を取りまとめたものです。

図表 1 霧島市公共施設マネジメントの体系（イメージ）



(3) 対象施設

本方針では、庁舎、学校などの公共建築物並びに道路橋梁、水道施設及び下水道施設などの土木インフラを対象としており、これを公共施設といたします。

公共建築物については、原則、延床面積 100 m²以上の施設を対象としています（延床面積 100 m²未満の消防施設、集会施設等及び延床面積 50 m²以上の公営住宅は対象に含める）。

(4) 対象期間

本方針は、平成 27 年度から 40 年間を対象期間とし、5 年ごとに見直しを行います。

2. 本市の現状

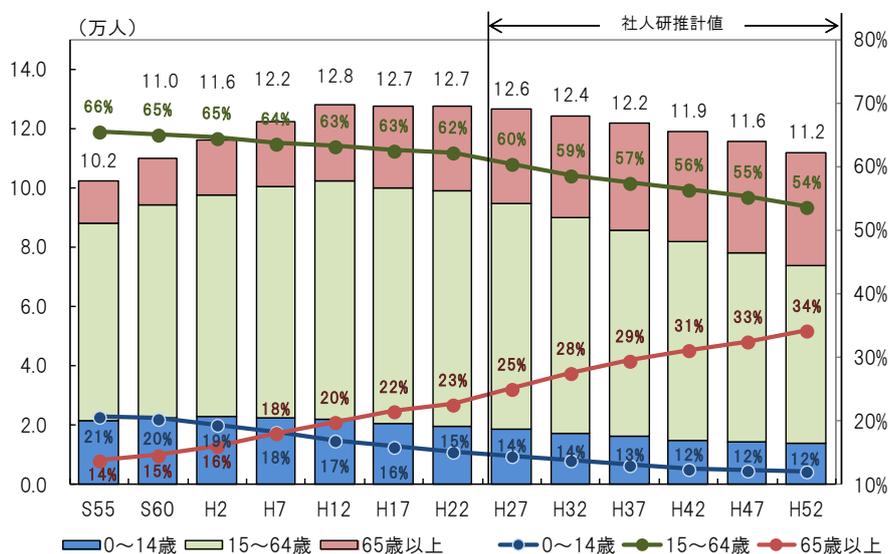
(1) 人口動態

本市の人口は、平成 22 年にかけてわずかながら増加していますが、今後は減少に転じ平成 42 年には 12 万人を下回ることが予測されています。

また、推計結果によると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は増加しており、平成 47 年には市全体で 33% となり、ほぼ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になるとされています。

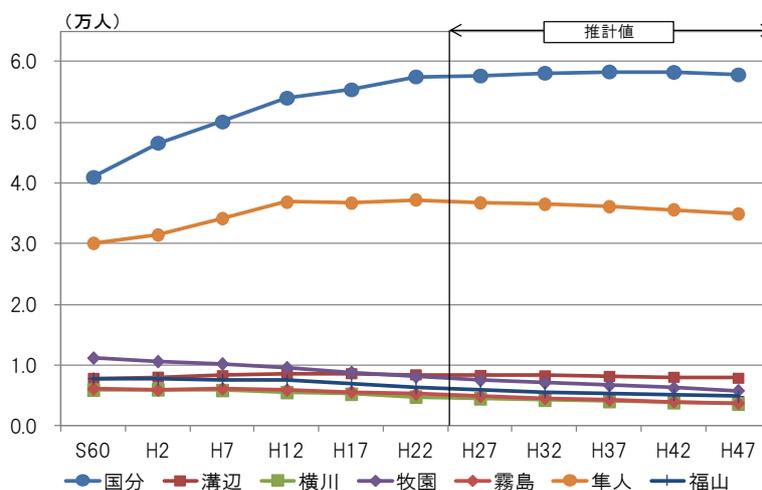
また、今後もわずかな人口増加が見込まれる地区と、すでに人口減少、少子高齢化の傾向がみられる地区など、地区によって人口動態は大きく異なっています。

図表2 本市の人口の推移



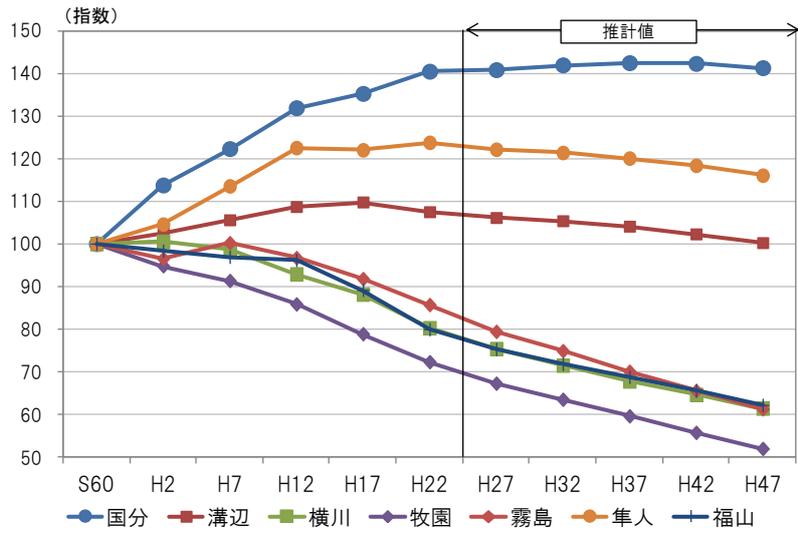
※平成 22 年までは国勢調査。平成 27 年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。
 ※構成比の合計は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならない場合があります。

図表3 地区別人口の推移



※平成 22 年までは国勢調査による実績値。平成 27 年度以降は推計値。

図表4 地区別人口の推移



※昭和 60 年人口を 100 とした指数。

※平成 22 年までは国勢調査をもとに算出。平成 27 年度以降は推計値をもとに算出。

(2) 財政の状況

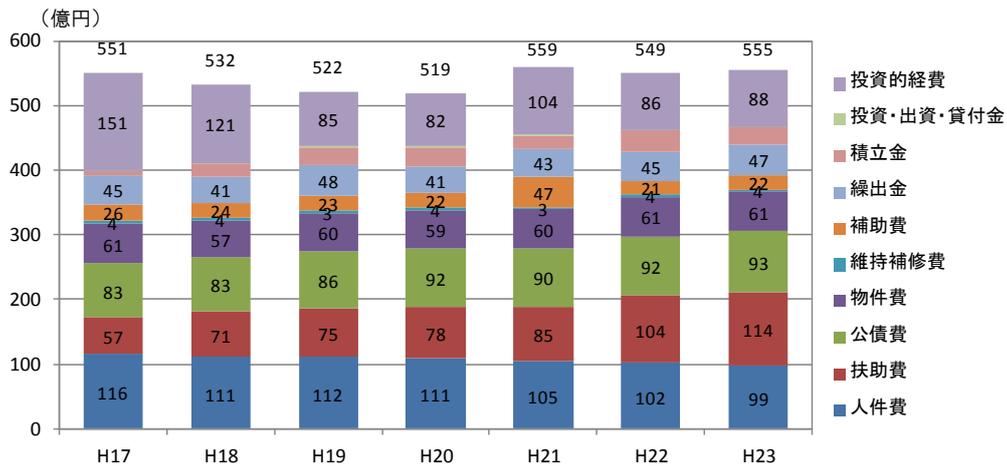
本市は、これまで「霧島市行政改革大綱」「霧島市定員適正化計画」「霧島市経営健全化計画」(いずれも第1次は平成18年度～、第2次は平成23年度～)等に基づき行財政改革を積極的に実施し、市債残高の縮減、基金の涵養をはじめ、定員適正化に伴う人件費の削減、行政評価を活用した事務事業の見直しなど行財政の効率化を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化の進行などに伴い扶助費^{※用語集}が平成17年度から平成23年度にかけて倍増しており、義務的経費^{※用語集}は増加傾向にあります。

一方、類似都市と比較して自主財源に乏しく財政基盤が脆弱であることや、平成33年度以降、地方交付税(普通交付税)の合併特例措置が終了する予定であることなど、今後、財政状況は一層厳しくなる見通しです。

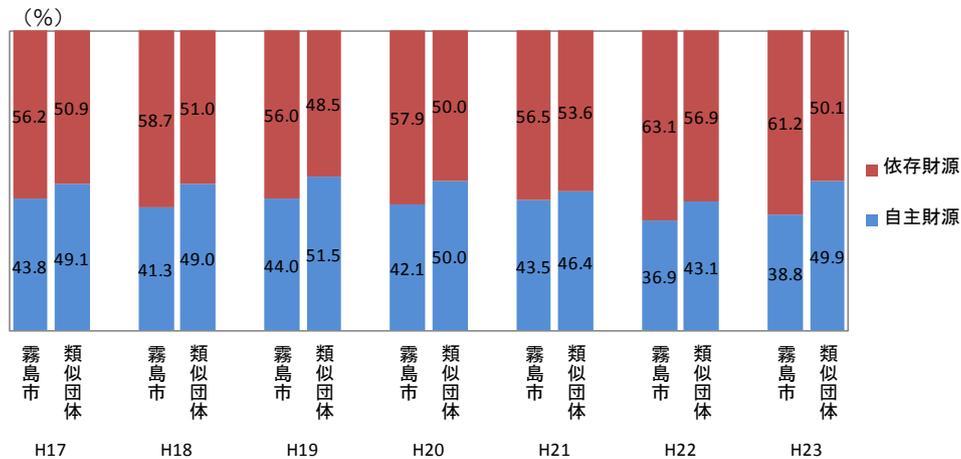
このため、公共施設の見直しをはじめ行財政改革を引き続き強力に推進し、累増する社会保障関係費や新たな市民のニーズへの対応など、真に必要な行政サービスの量と質を確保し、財政の健全性を維持していく必要があります。

図表5 本市の性質別歳出の推移



※各年度の地方財政状況調査の数値。

図表5-1 自主財源・依存財源割合の推移



※各年度の地方財政状況調査の数値。

3. 公共施設の現状と課題

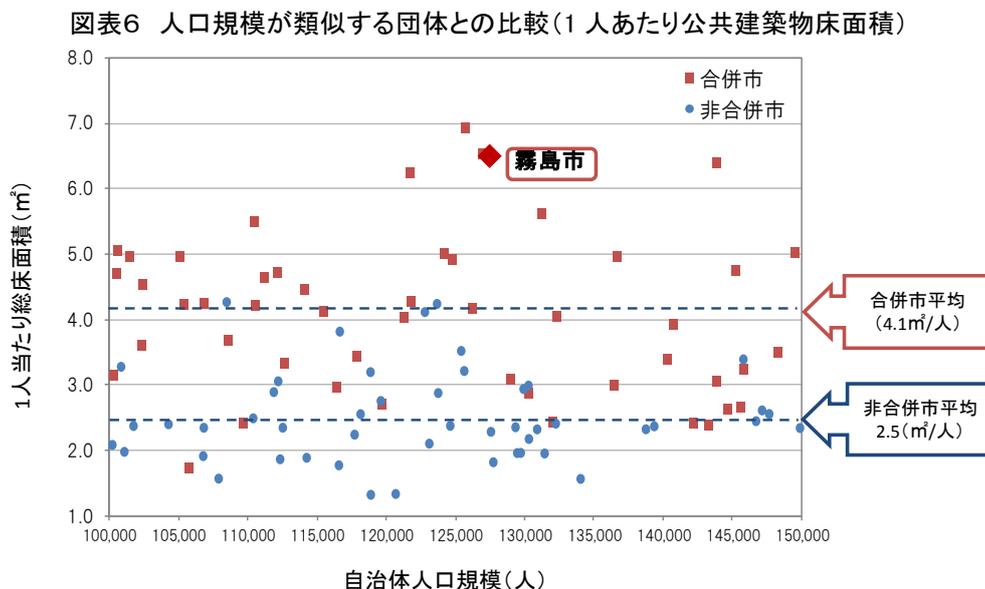
(1) 公共建築物

1) 施設保有の状況

本市が保有する公共建築物の総延床面積は約 82.2 万㎡で、人口規模が類似する他の地方公共団体と比べると突出して高い値となっています。

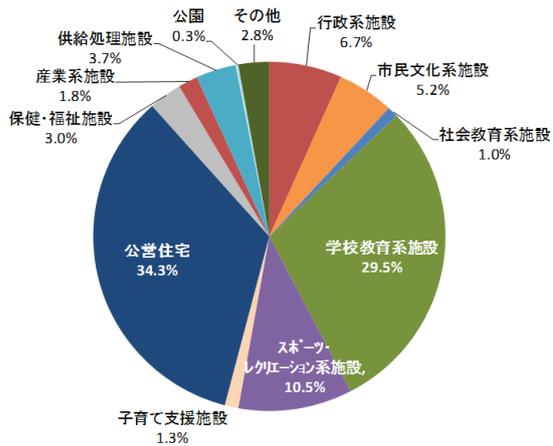
これは、平成 17 年の市町合併以前から、各市町が多くの公共建築物整備を行ってきたことに加え、合併以降、これらの施設の更新や維持管理のあり方についての分野横断的な検討が遅れてきたことが要因と考えられます。

また、本市の公共建築物の構成をみると、公営住宅やスポーツ・レクリエーション施設の占める割合が非常に高いことが大きな特徴となっています。



出典: 東洋大学資料より作成

図表7 用途別総延床面積構成比



	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (万㎡)	構成比 (%)
公営住宅	172	772	28.2	34.3%
学校教育系施設	161	652	24.2	29.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	66	262	8.6	10.5%
行政系施設	114	174	5.5	6.7%
市民文化系施設	109	128	4.3	5.2%
その他の施設	256	424	11.4	13.8%
合計	878	2412	82.2	100.0%

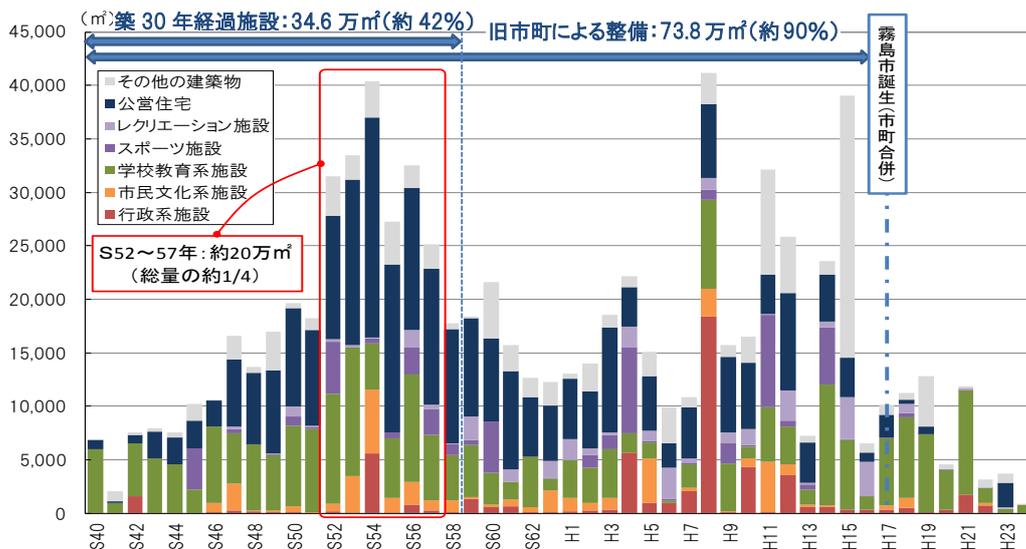
※構成比の合計は、四捨五入による端数処理の関係で 100% になりません。

2) 整備の状況

昭和 40 年以降の竣工年別の総延床面積の推移をみると、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて多くの施設が整備されており、特に昭和 52 年から昭和 57 年の 6 年間では公営住宅、学校教育施設を中心に約 20 万㎡（現有面積の 4 分の 1 相当）が整備されています。また、その後も、継続的に概ね毎年 1 万㎡を超える施設整備が進められてきました。

総量 82.2 万㎡のうち 73.8 万㎡（全体の約 90%）が合併以前に旧市町により整備された施設であり、そのうち 34.6 万㎡（全体の約 42%）はすでに築 30 年が経過しており、今後、大規模修繕や更新等への対応が求められます。

図表8 整備年次別の用途別総延床面積

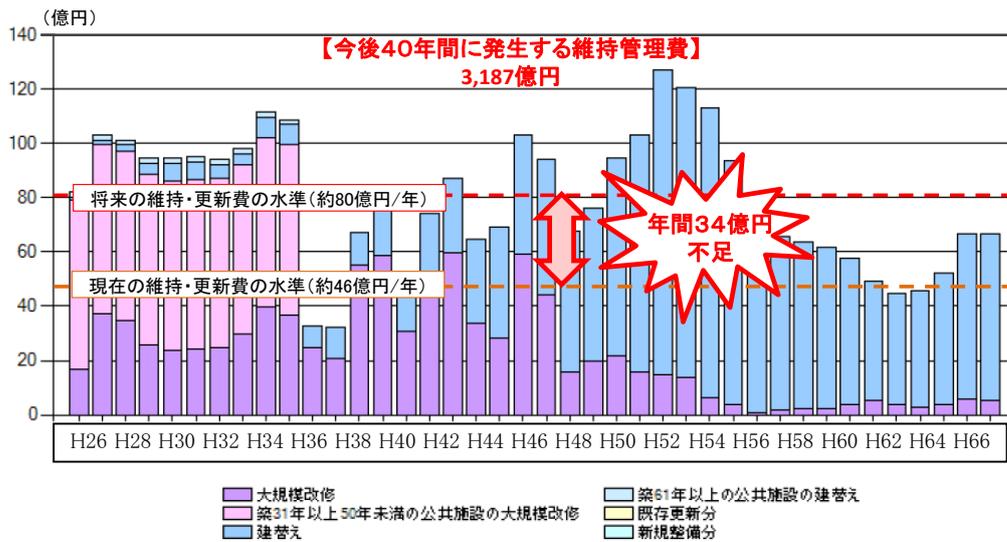


3) 施設の更新や改修等に要するコスト負担

現在保有する公共建築物を今後も維持し続ける場合、今後40年間では総額3,187億円、1年間あたりに換算すると約80億円のコスト負担が生じることとなります^{※1}。

これは本市が近年、公共建築物の更新や維持管理に投じている予算の実績値（約46億円）^{※2}と比較すると、約34億円不足する結果となっており、今後すべての公共建築物を維持していくことは困難であることが分かります^{※3}。

図表9 公共建築物のコスト試算結果



※1 総務省が公表している更新費用試算ソフトにより試算した。

(耐用年数60年での更新を前提に整備年度の床面積に施設種類別の更新(大規模改修)単価を乗じて算出)

※2 普通建設事業費のうち、公共施設(建築物)の改修・更新に係る費用を合計。

※3 あくまでも総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じることも考えられる。

4) 公共建築物の管理に関するこれまでの取組

本市では、合併以前からコスト負担を抑制しつつ効率的に必要なサービスを提供する試みが行われています。

例えば国分シビックセンターは、市役所機能(行政棟・議会棟)のほか、メディアセンター、多目的ホール、公民館、図書館、スポーツ施設などを兼ね備えた複合施設^{※用語集}として平成8年に整備しました。異なる機能を集約化することで施設利用の効率化を図った事例です。

昭和42年完成の霧島市民会館は、施設の拡張の必要性、老朽化への対応のため、平成10年度に建替えではなく既存の施設を最大限活用したリノベーション^{※用語集}を行った事例です。既存施設を最大限活用し、必要な機能を改修によって付加するとともに、建物の延命化を図っています。

国分総合福祉センターは、昭和45年に国分市老人福祉センターとして建設しましたが、平成9年度に、障がい者等にも対応した施設に機能を強化(多機能化^{※用語集}:新館増築)することで、必要な機能・サービスの提供を実現した事例です。

また、平成17年度に廃止された国分市勤労青少年ホームは、市役所周辺の整備や市民ニーズの変化、施設老朽化などの状況を踏まえ、取り壊し、同施設で実施していた講座を近隣の国分公民館(国分シビックセンター)の講座に統合しました。施設は廃止しましたが、そこで提供していたサービスについては変えることなく提供し続けた機能移転の事例です。

合併後の平成21年10月に整備が完了した北消防署についても、平成15年9月から新校舎へ移った高千穂小学校旧校舎の躯体を再活用し、リノベーションを行った事例です。

ここで示した5つの事例のほかにも、コストを抑えつつ必要なサービスを提供するための取組は継続的に努力が行われているところですが、今後はこれらの取組による効果をさらに高めるため、市全体の取組として総合的かつ計画的に実施していくことが求められています。



国分シビックセンター



市民会館



国分総合福祉センター



北消防署

5) 公共建築物に関する市民の意識

市民意識調査の結果をみると、公共建築物の維持管理や運営に関する従来どおりの維持管理方法ではなく、施設や利用者負担の見直し、民間活力を活用した維持・管理の効率化などを図っていくことで、社会経済情勢の変化に対応したサービスを提供していくことへの期待がうかがえます。

例えば、必要なサービスを今後も維持していくために必要な取組としては、利用頻度の低い施設の廃止や重複する機能を持った施設については統合したり、使用料改定など公共建築物利用者の負担を見直したりすることが必要とする意見が多くみられています。公共建築物の利用頻度や年代、居住地区に関わらず同様の傾向です。

また、公共建築物の管理・運営における委託や指定管理者制度^{※用語集}の導入については、積極的に進めた方が良いという意見が約半数を占めているほか、市の施設の民間への移譲や既存の民間施設の利用について、積極的に進めた方が良いとする回答が多くみられています。

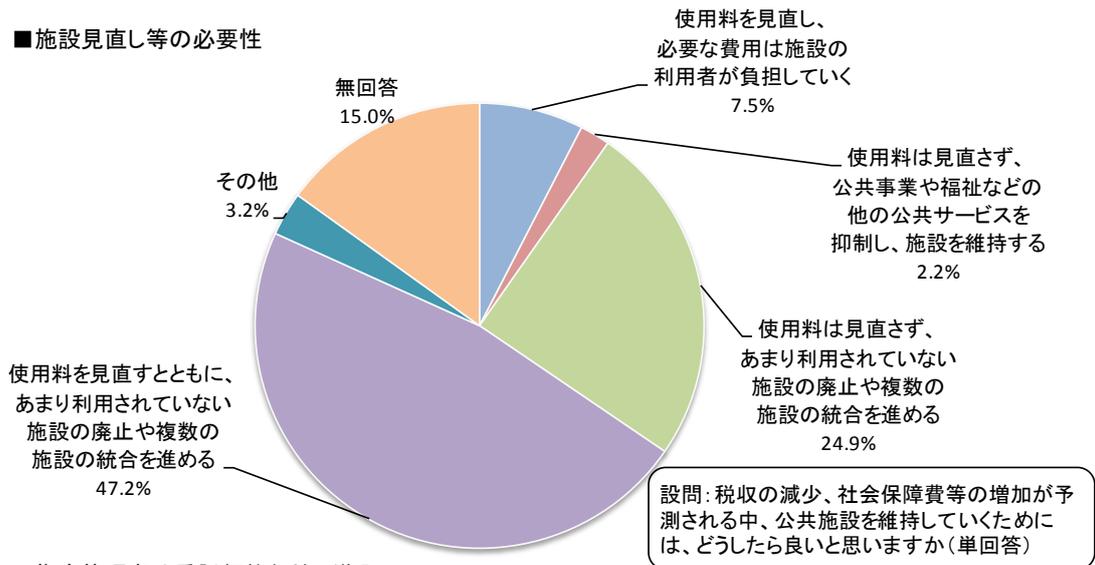
これらの結果をみると、公共建築物により提供される行政サービスの内容や提供方法については、従来の手法にとらわれず、時代の要請に応え得る手法を選択していくことに対する市民の理解と期待がうかがえます。

このようなことから、最適な行政サービスのあり方を検討していくことが求められます。

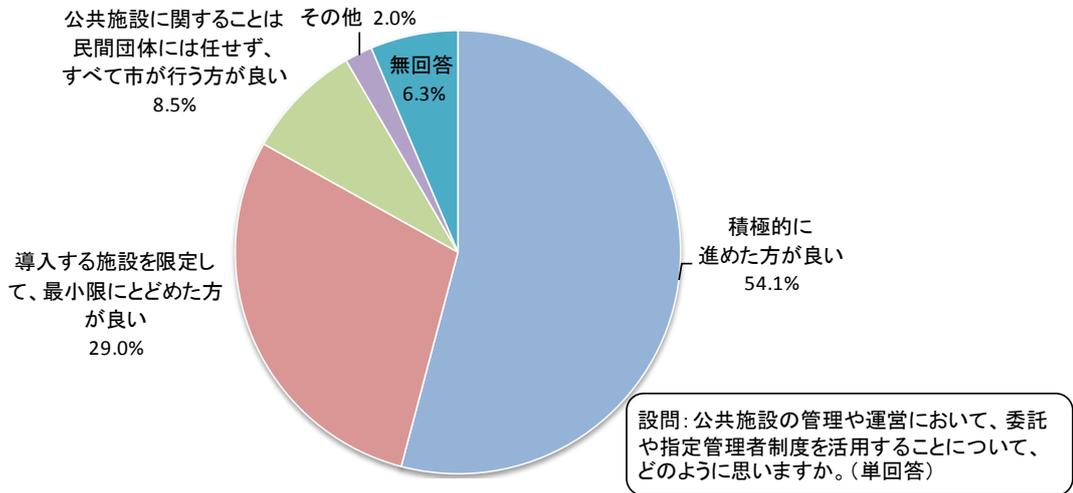
しかしながら、従来からの公共建築物による行政サービスの内容や提供方法を変えていくことに対する不安の声も少なからずあることから、今後のあり方について検討する際は、幅広く市民に対して公共建築物に関する現状や課題、今後の方向性等について情報提供を行うとともに幅広い意見聴取を行うことが必要であると考えられます。

図表 10 市民意識調査結果

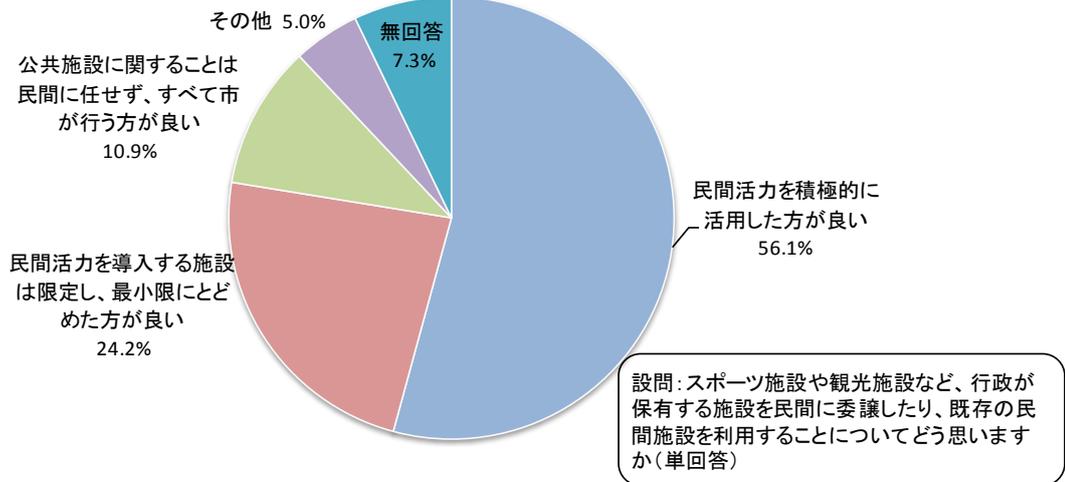
■施設見直し等の必要性



■指定管理者や委託契約などの導入



■民間施設利用や公共施設の民間への移譲等



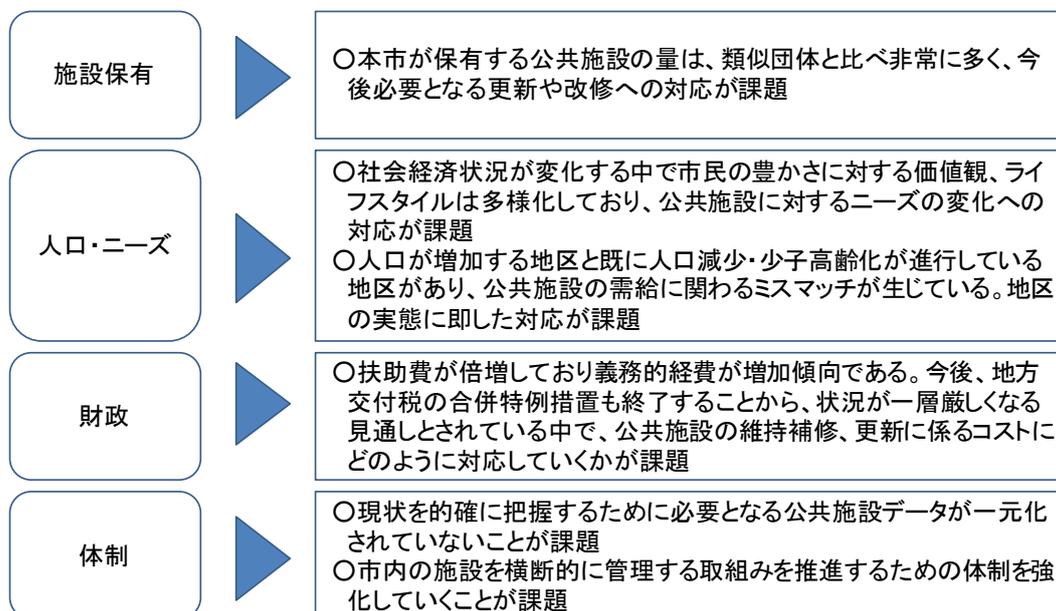
※平成 25 年6月に実施した霧島市の公共施設に関する市民意向調査結果をもとに作成(回答数:599)。

※各設問の構成比の合計は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならない場合があります。

6) 課題

公共建築物に関する課題としては、主に以下の点が挙げられます。

図表 11 公共建築物に係る課題の整理



① 施設保有

本市の公共建築物は 82.2 万㎡ (6.5 ㎡/人) であり、人口規模が類似する地方公共団体 (合併市平均 4.1 ㎡/人) と比べ極めて高くなっています (図表 6)。

これらの施設のうち 34.6 万㎡ (現有面積の 42%) は既に築 30 年が経過しており、一部施設では老朽化への対応が求められています。特に昭和 40 年代、50 年代に整備された施設^{※4}等が、大規模改修^{※用語集}や更新の時期を迎えることから、その対応が課題となっています (図表 8)。

総務省が公表している更新費用試算ソフトを活用し、今後 40 年間の更新や大規模改修等に要するコストを試算したところ、前述のとおり 3,187 億円であり、1 年あたりの額に換算すると 80 億円が必要です。これは、現在の公共建築物の維持管理・更新等に係る投資的経費^{※用語集} (46 億円) の約 1.7 倍に相当し、年間 34 億円が不足することとなります (図表 9)。

したがって、施設の更新時期を迎える前に、分野横断的な対応方針を検討し早期に対応していくことが求められます。

② 人口・ニーズ

緩やかな増加傾向にあった本市の人口は、今後減少に転じ、市全体としての高齢化率は 30% を上回ると予測されています (図表 2)。時代の変化に伴い、地域の産業や市民のライフスタイルも大きく変化を遂げており、公共建築物により提供されるサービスは、市民ニーズに対して柔軟に対応していくことが課題となっています。

※4 昭和 52 年から 57 年までの間に、公営住宅、学校教育施設を中心に約 20 万㎡ (現有面積の 4 分の 1 相当) が整備。

また、本市は市街地と中山間地域で人口動態が二極化していることが特徴です(図表3、4)。市街地では当面の間は人口増加が予測されますが、中山間地域ではすでに人口減少・少子高齢化となっており、地域産業やコミュニティ^{※用語集}活動などを維持していくことが困難な地域もみられます。

このような中、例えば公営住宅では、市街地では応募倍率が高く需要が供給を上回っているのに対し、中山間地域では空室率の高い施設などもみられます。また、学校教育施設では、市街地において過大規模校への対応が求められている一方で、中山間地域では過小規模校もみられるなど、地区によって異なる課題が生じています。

③ 財政

人口減少・少子高齢化等を背景として、扶助費の倍増にともない義務的経費が増嵩する一方で、投資的経費は抑制されています。

さらに、今後、地方交付税(普通交付税)の合併特例措置が終了することから、状況は一層厳しくなる見通しとなっています。今後、公共建築物や土木インフラに係る多額の更新費用が財政を圧迫することは必至であり、現在の施設保有量を今後も維持していくとすれば、財政破綻の可能性も否定できないことから、施設保有量等の見直しや維持管理方法の見直しによって、施設の更新、維持管理に必要なコストを縮減することが喫緊の課題となっています。

人口の推移等をもとに歳出・歳入の見通しを試算したところ、予防保全^{※用語集}の考え方を導入し、施設のライフサイクルコスト^{※用語集}を縮減する取組等を行った上で、維持し続けることが可能と見込まれる公共建築物の保有量は現有施設の約4割(32.9万㎡)となることから、施設の維持・管理・更新コストを縮減することが課題となっています。

④ 体制

ここで整理した課題に対応していくためには、現状を的確に把握することが重要です。本市では平成24年度から所管課や施設管理者が管理する公共建築物の保有量、市民の利用状況、管理や運営に要するコスト情報等についてデータを収集するとともに分析する作業を進めてきました。

しかしながら、収集したデータが統一的ではない等の理由から、用途分野を横断的に分析し、施設の管理・運営に関する本質的な課題を導き出すまでには至っていないのが現状です。

本市が保有する施設の中には、市民ニーズとの差異が生じている施設、管理・運営の方法に非効率が生じている施設が多いことが想定されます。このような課題を洗い出し、対応策を検討するためには、所管課が管理するデータを、一定のルールのもとで一元化していくことが不可欠です。今後はこれらのデータ一元化に係る取組を定着させるとともに、集約したデータを基に施設の実態把握を行うための枠組み作りを行っていくことが大きな課題といえます。

また、データ一元化に関する取組に限らず、公共施設マネジメントを円滑に推進するためには庁内での連携が不可欠であることから、分野横断的に公共施設マネジメントを推進する部署を明確に位置づけ、所管課との連携を強化していくことが課題です。

(2) 道路・橋梁等

1) 保有及び整備の状況^{※5}

① 道路・橋梁

本市における市道の総延長は約 1,606 kmです。橋梁の総数は 651 橋（総延長約 9 km）であり、そのうち 15m未満の小規模な橋梁が 475 橋と全体の約 73%を占めています。

また、建設後 60 年（法定耐用年数）を経過している橋梁は 53 橋であり、現時点では全体の約 8%程度ですが、30 年後の平成 56 年までには 442 橋となり、約 68%が更新時期を迎えます。

図表 12 道路

種 類	延長(m)
1級市道	261,946
2級市道	198,370
その他の市道	1,145,948
合計	1,606,264

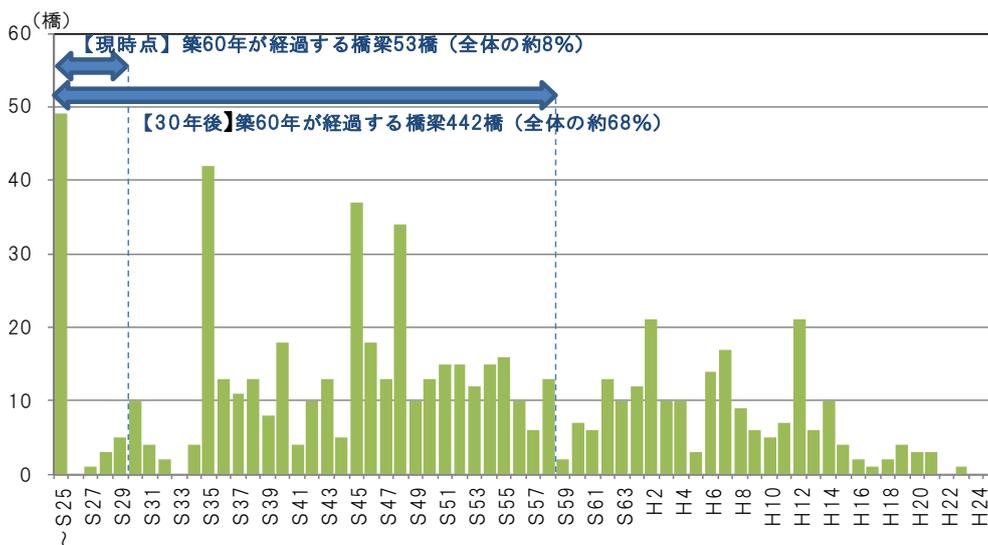
図表 13 橋梁

規 模	橋梁数	延長(m)
15m未満	475	2,848
15m以上	176	6,359
合計	651	9,207

図表 14 その他の道路施設

種 類	保有状況
トンネル	6 箇所(総延長 1,068m)
歩道橋	8 箇所(総延長 271m、面積 712 ㎡)
舗装	1,502,314m(舗装率 93.5%)
道路照明	136 箇所

図表 15 橋梁の年度別整備状況

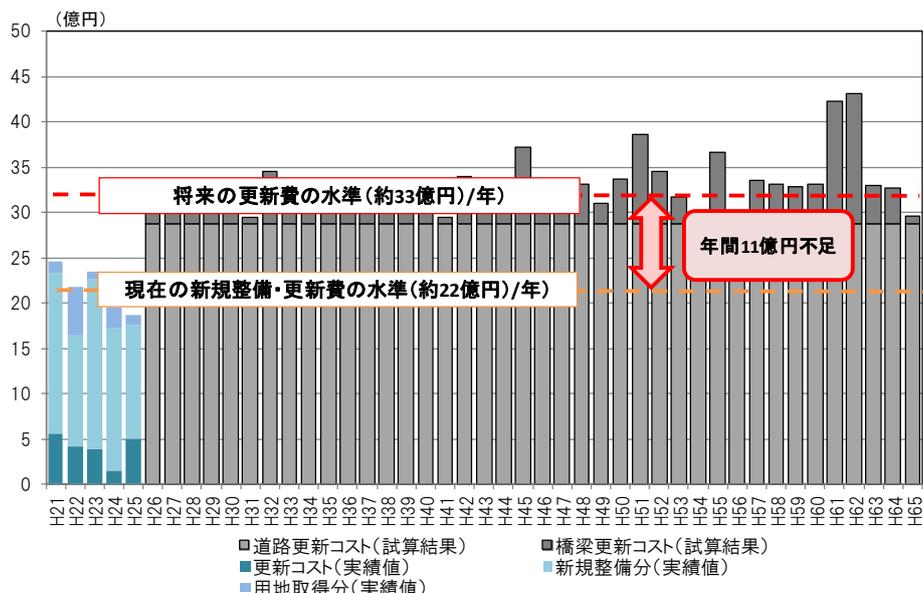


※5 道路橋梁等の土木インフラの保有状況は、特に記載のない場合は平成 26 年 3 月 31 日時点調査。

<参考> 更新費用試算ソフト(総務省)による更新コストの試算

総務省が公表している更新費用試算ソフトにより、今後 40 年間に生じる更新費用を試算すると※6、総額約 1,351 億円となり 1 年あたり約 33 億円のコスト負担が生じることとなります。これは、本市が近年、道路・橋梁の整備・更新に関する実績額(約 22 億円※7)の約 1.5 倍であり、約 11 億円が不足する結果となっています※8。

図表 16 道路、橋梁の今後の更新コスト



② 水道施設

本市の水道施設は、水源池が 57 箇所、配水池が 99 箇所、管路の総延長は 1,366 km となっています。敷設後 40 年(耐用年数)を経過している管路延長は約 65 km であり、現時点では全体の約 5% 程度ですが、10 年後の平成 36 年までには約 231 km (全体の約 17%)、20 年後には約 415 km (同約 30%) の管路が更新時期を迎えます。

また、本市の水道事業は、地方公営企業法を適用し、独立採算制により運営されています。

図表 17 水道施設の概要

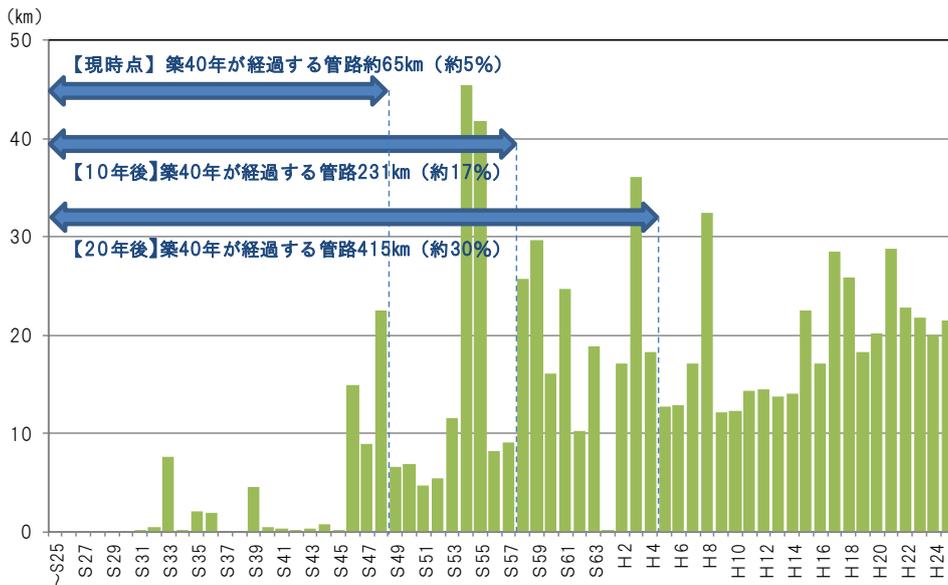
種 類	延長(m)
水源池	57 箇所
配水池	99 箇所
中継ポンプ所	11 箇所
管路延長	1,366,180 m

※6 道路は 15 年で総量を更新する前提で計算。橋梁は耐用年数 60 年で更新する前提で計算。

※7 過去 5 年間の実績額の平均を算出。(地方財政状況調査による)

※8 総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じることも考えられる。

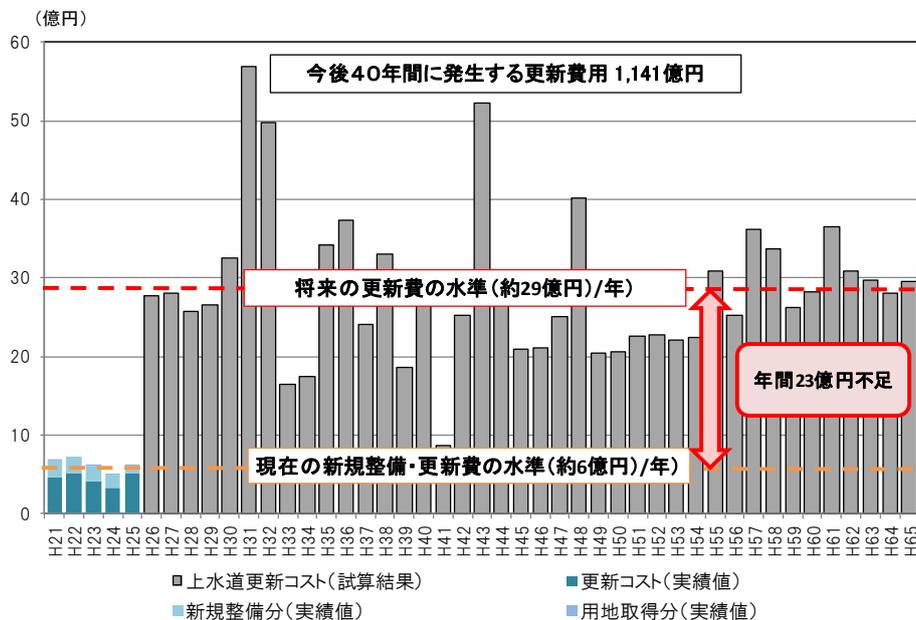
図表 18 管路の年度別整備状況※⁹



<参考>更新費用試算ソフト（総務省）による更新コストの試算

総務省が公表している更新費用試算ソフトにより、今後 40 年間に生じる更新費用を試算すると※¹⁰、総額約 1,141 億円となり 1 年あたり約 29 億円のコスト負担が生じることとなります。これは、本市が近年、水道施設の整備・更新に関する実績額（約 6 億円※¹¹）の約 4.8 倍であり、約 23 億円が不足する結果となっています※¹²。

図表 19 水道施設の今後の更新コスト



※⁹ 整備年次不明の管路は除く。

※¹⁰ 管路は耐用年数 40 年で更新する前提で計算。

※¹¹ 過去 5 年間の実績額の平均を算出。(地方財政状況調査による)

※¹² 総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じることも考えられる。

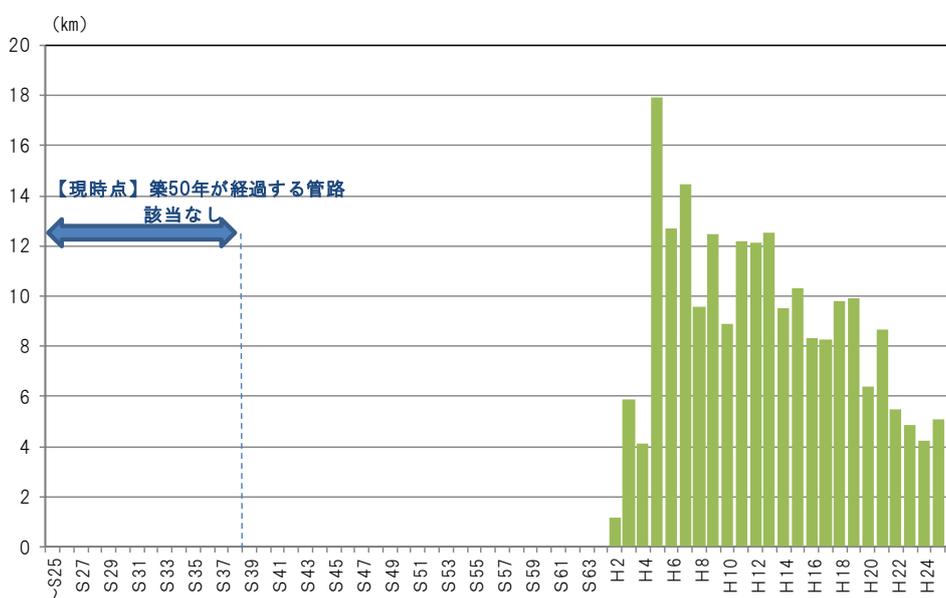
③ 下水道施設

本市の下水道施設は、処理場が2箇所（総面積 52,388 m²）、ポンプ場2箇所、管渠延長が約215 kmあり、平成2年から敷設が進められ、平成25年度末における普及率は28.9%、現時点において法定耐用年数50年を経過している管渠はありません。

図表 20 下水道施設の概要

種 類	延長(m)
処理場	2 箇所(52,388 m ²)
ポンプ場	2 箇所
管渠延長	214,962m

図表 21 下水道施設年度別整備状況



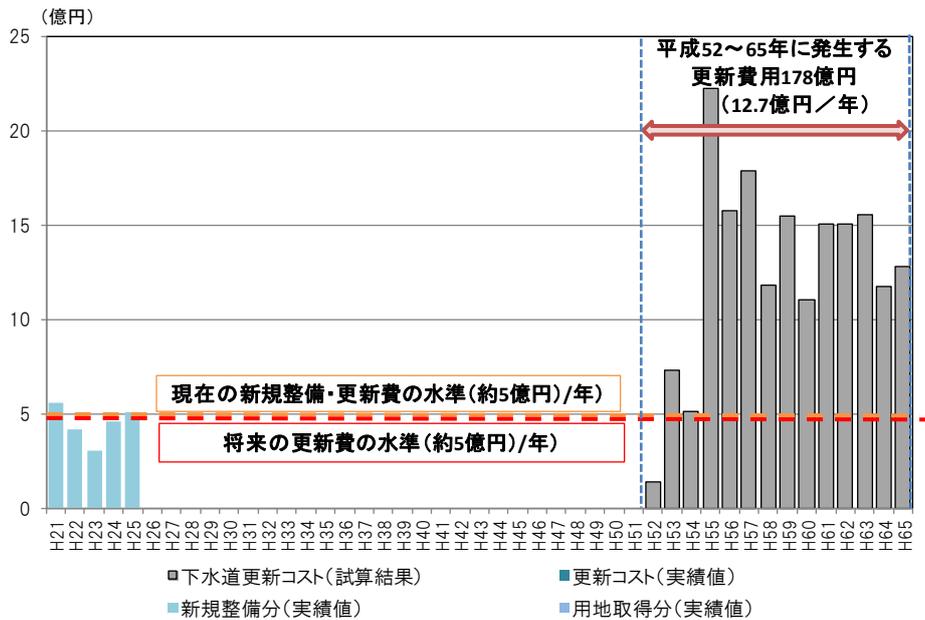
＜参考＞今後の更新コスト（総務省試算ソフトの設定条件により試算）

総務省が公表している更新費用試算ソフトにより、今後40年間に生じる更新費用を試算すると^{※13}、総額約178億円となり1年あたり約4.5億円のコスト負担が生じることとなります。当面、法定耐用年数を経過する管渠が無いことから更新費用は発生していませんが、平成52年～平成65年の14年間では年平均約12.7億円の更新費用が生じます^{※14}。

※13 管渠は耐用年数50年で更新する前提で計算。

※14 総務省が公表している更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じることも考えられる。

図表 22 下水道施設の今後の更新コスト



④ その他土木インフラ

その他の主な土木インフラの保有状況は下表のとおりです。このほかにも今後、老朽化への対応が求められる土木インフラも多数あることから、長寿命化等計画的な対応が求められます。

図表 23 その他の主な土木インフラ保有状況

用途(項目)	施設の種類	保有量
河川施設	河川	164 河川 257,170 m
	水門・樋門	4 箇所
農業施設	農道	73,214 m
	農道橋梁(農道)	255 施設
	農道橋梁(高速道上)	86 施設
	水門・樋門	1 箇所
	排水機場施設	4 箇所
	揚水機場施設	2 箇所
	取水施設(転倒ゲート)	74 箇所
	取水施設(固定堰)	284 箇所
	灌漑用ため池	31 箇所
	農村公園	5 箇所
公園	都市公園	57 箇所 1,154,253 m ²
	普通公園	88 箇所 161,482 m ²
漁港	漁港	2 箇所
林道	林道	93 箇所 183,057 m
飲雑用水施設	水源池	20 箇所
	配水池	20 箇所
	ポンプ室	5 箇所

2) 課題

① 施設保有

本市の土木インフラは老朽化が進んでおり、特に橋梁や水道施設では、20年後、30年後に耐用年数を迎える施設が半数を占め、更新や改修への対応が求められます（図表 16、19）。また、市域が広く、保有量が多いため、点検・診断に基づく現状把握、維持管理業務の効率化が課題です（図表 23）。

一方で、下水道施設については、現在も整備が進められており、比較的新しく老朽化は進んでいませんが、今後発生する維持管理や更新等に係るコスト負担等を見据え、適切な整備を行っていく必要があります。

② 財政

地方交付税の合併特例措置も終了することから、今後財政状況は一層厳しくなる見通しです。一部、引き続き整備を要する土木インフラもあることから、整備費の確保と維持管理費の増大に対応する必要があります。

水道施設については企業会計で運営されており、基本的には水道料金で費用が賄われるものですが、今後既存管路の更新費用が増大した場合への対応も必要になると想定されます。また、今後、人口が減少に転じることが予測されていることから、ニーズが減少すると同時に、土木インフラを支える 1 人当たりの負担が大きくなることが想定され、こうした環境の変化を踏まえた管理・運営を行っていく必要があります。

③ 長寿命化への取組状況

土木インフラの安全性を維持しながら更新費用の負担を平準化するため、橋梁や下水処理場等の一部の土木インフラでは長寿命化の取組がすでに進められています。今後、他の施設においても、長寿命化推進によりライフサイクルコストの縮減・平準化を図っていく必要があります。

④ 体制

土木インフラを適切に維持管理するためには、日常的な点検、修繕においても、多くの人員が必要であり、かつ専門知識を必要とする業務もあることから、外部委託の活用も含めた、人材・ノウハウの確保が必要となっています。

民間委託やアダプト制度^{※用語集}等の市民参加など、維持管理方法について、すでに工夫が図られている部分もありますが、管理の水準や地域の協力体制の衰退などが課題として報告されているところもあることから、これまでの取組の検証や新しい市民参加のあり方の検討など、これからの管理・運営に必要な体制づくりが必要となっています。

また、現在、所管課ごとに維持管理業務が行われていますが、必要に応じて施設に係る情報や、直面する課題等を共有し庁内連携により対応方針を検討するなど、市全体として効果的な管理を進めていく必要があります。

4. 公共施設管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

1) 基本的な考え方

本市の健全な行財政運営を将来に向かって維持していくための手段の一つとして、公共建築物の大幅な見直し・再編を行い、引き続き適切な公共建築物による行政サービスの提供を継続していくこと、また、それを推進するために必要な体制を整えていくことが求められています。

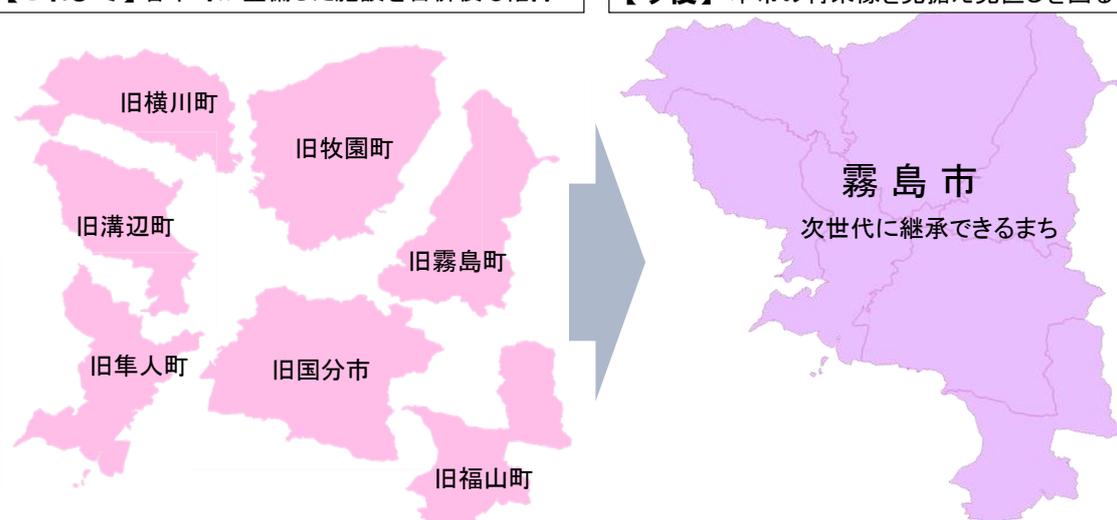
現在保有する施設の多くは、合併前に旧市町がそれぞれの方針に基づき整備してきた施設であることから、整備後に人口動態や市民のライフスタイル、公共建築物に対する市民ニーズ等が変わり、現在では利用低迷、供給過剰などの課題を抱える施設も見受けられるなど、必ずしも最適なサービスが提供されているとは言い難い状況となっています。

今後は、これらの施設の老朽化への対応が求められ、そこで発生するコストが市の財政を圧迫することは必至であり、これらの課題への対応を先送りすれば、公共建築物による行政サービスの継続が困難だけでなく、安全面、更には財政面でも、次世代(子供たち)に多大な負担を残すこととなります。

平成17年の市町合併により、本市は、これまで旧市町が整備してきた多くの施設を保有することとなりました。一方で、これまで緩やかに増加傾向にあった人口は減少局面を迎えようとしており、将来の本市の姿を見据えた中長期的な観点から公共建築物のあり方を見直していくことが求められています。

【これまで】各市町が整備した施設を合併後も維持

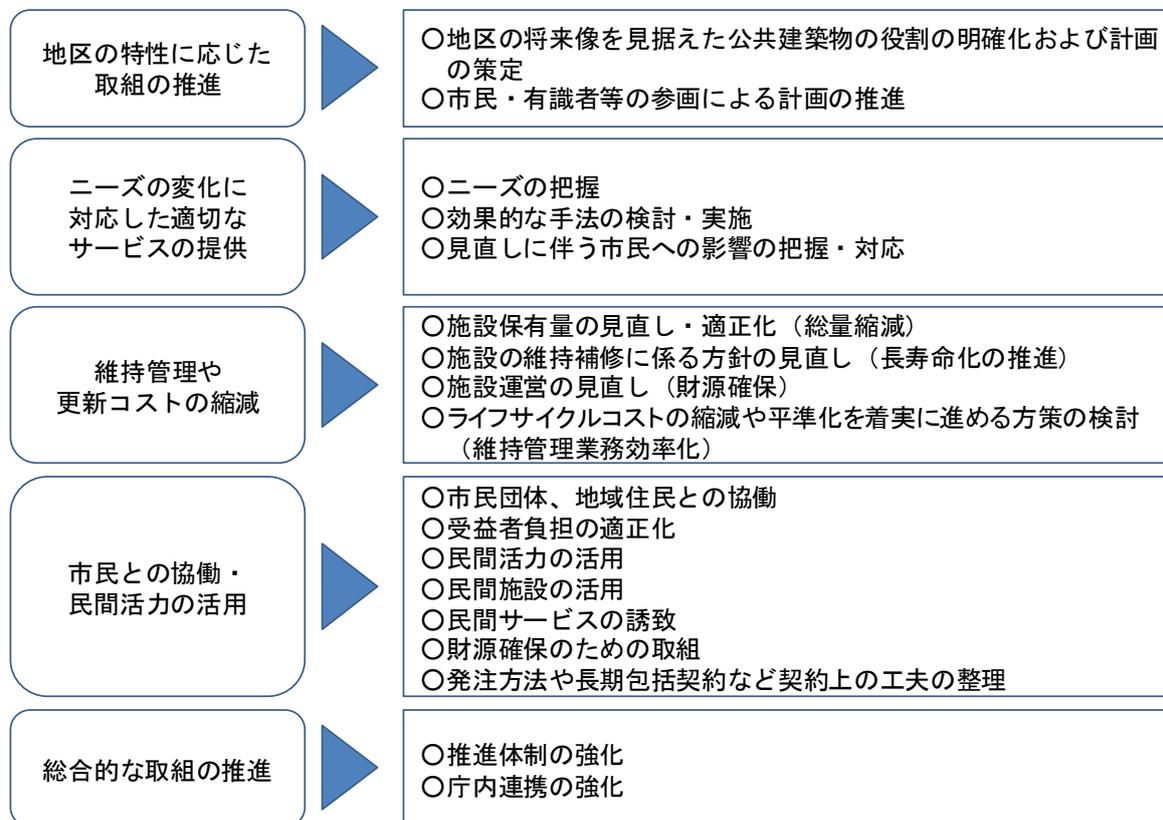
【今後】本市の将来像を見据え見直しを図る



2) 今後の取組方針

本市では、以下に掲げる5つの方針に沿って、公共建築物の管理に取り組みます。

図表 24 公共建築物管理に関する基本的な方針



① 地区の特性に応じた取組の推進

○地区の将来像を見据えた公共建築物の役割の明確化及び計画の策定

本市は7つの市町が合併し誕生した市であり、旧市町（各地区）が独自の歴史性、地域性を有しており、その多様性が本市の特徴です。今後、こうした地区の特性（強み）を活かすとともに、市民が安心して暮らすことのできるまちを実現することが期待されることから、公共建築物の見直しに際しては、その方向性を見極め検討することが必要です。

したがって、本方針の考え方にに基づき、施設の用途、地区の実態を踏まえた取組の方向性を霧島市公共施設管理基本計画（公共建築物編）として取りまとめ、行政が提供すべき機能・役割等を検討していきます。

○市民・有識者等の参画による計画の推進

霧島市公共施設管理基本計画（公共建築物編）は、市民、市民団体、民間企業、有識者等、多様な主体との連携により推進していきます。

② ニーズの変化に対応した適切なサービスの提供

○ニーズの把握

人口減少が進行する中、人口構造の変化に対応した公共建築物のあり方を検討し、再編や日々の運営に反映させていくことが重要であるため、必要に応じ市民アンケート調査等により施設の利用状況を整理分析し、施設の実態を検証していきます。また、市全体のみならず、地区（旧市町）や、より詳細な地域単位での人口動態などにも配慮し、各地区の特徴を整理・把握していきます。

○効果的な手法の検討・実施

社会構造の変化や時代の要請に応じて、公共建築物が提供する機能は柔軟に対応していくことが求められます。多様化する市民ニーズに応えるため、既存の枠組みにとらわれない幅広い選択肢から実効性の高い方策を選択していきます。

○見直しに伴う市民への影響の把握・対応

公共建築物の再編等により、施設へのアクセスや慣れ親しんだ施設の閉鎖など、一部市民にとってはマイナスの面が生じることも想定されるため、利用者の移動手手段の検討や、移動型支援サービス等の提供、情報の適切な提供等、さまざまな検討をおこない補完できるよう努めます。

③ 維持管理や更新コストの縮減

公共建築物の維持管理に係るコストへ対応するため、将来的な財政見通し、公共建築物の改修・更新等に係るコスト試算結果（3.（1）3）参照）を踏まえ、平成27年度から40年間の計画期間で、施設の維持、管理、更新コストの縮減を実施し、将来のコスト負担額を床面積換算^{※15}で40%（32.9万㎡）とすることを目指します。

コスト削減に関しては、財源の確保や維持・更新コストの縮減に係る取組をあわせて実施し、総合的な取組を行うことで年間約14億円の収支改善を目指します。

なお、将来のコスト縮減に係る目標については、平成25年度末時点の試算内容であり、10年を計画期間として5年ごとに社会経済情勢、財政環境等を見据え見直しを行います。

○施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

本市の施設保有量が、人口規模が同程度の地方公共団体と比較して突出して多いことは前述のとおりであり、維持・更新コスト縮減のため、施設保有量を見直し、適正化を図っていきます。

原則、公共建築物の新規整備は行わず、新規整備が必要な場合は、本方針の考え方及び霧島市公共施設管理基本計画（公共建築物編）が示す方向性に即したものとなるよう留意し、複合化^{※用語集}・多機能化等を図ることで総床面積は増やさないとします。

そのうえで、地区の将来像の観点から、今後、維持補修や更新に係るコストを負担しても維持する必要がある施設と、そうでない施設の見極めを行います。

※15 仮に、床面積を削減することのみによって対応することを想定した場合を示しており、財政状況の改善、施設使用料の値上げ等による歳入増等については考慮していない。公共施設マネジメントの推進に際しては、総量の縮減のみならず、コスト構造の見直しなど総合的に施策を推進していく。

その結果、必ずしも維持し続ける必要が無いと判断された施設については、概ね5年以内に廃止を目指す施設、5～10年以内に廃止を目指す施設、10年～20年程度の期間内に廃止する施設に分類し、施設の補修や改修に対する考え方を検討していきます。

必要な施設の検討に当たっては、近隣施設の機能重複、利用状況、空きスペースの状況等、施設を総合的に検証し統廃合を含めた検討を行います。

具体的な手段としては、複合化・多機能化（現有施設に他の機能を追加）、機能転用（現有施設の機能を、現在と異なる機能に変更する）、廃止（現有施設を廃止する）、除却（現有施設を廃止のうえ解体する）、売却など多様です。

多機能化・複合化により、学校施設を夕方以降、市民団体が活用するなど、施設を異なる利用主体間で時間帯を区切って供用することも可能です。また、施設ごとに保有する玄関、事務室、トイレ等の共有スペースを集約化することで本来の機能を保ちながら、延床面積を縮小することもできます。「一つの施設が一つの機能を果たすという考え方を改める」、「機能はできる限り維持し、施設の総量は縮減する」という考え方を基本として検討を行います。

また、利用者数が多い施設など、市民ニーズが高いと判断される施設であっても、施設の市場価値が高い場合は、民間に売却していくことも考えられます。また、機能を維持する場合は、土地・建物を売却した上で、民間が開発する施設の一部を等価交換等の手法を用いて取得または借り上げることにより、市民サービスを継続するといった機能更新の手法も考えられます。

公共建築物の見直しに当たっては、それぞれの用途に区分し、課題の抽出・整理を行う必要があります。特に、総延床面積に占める割合の高い公営住宅、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設、市民文化施設については、施設データ等に基づく評価の導入に取り組めます。

本市は合併市であるため、市内に一所整備すれば足りる施設が各地区（旧市町）に整備されている現状があることから、今後は統合に向けた努力を行います。併せて、近隣市町との施設の相互利用の可能性を検討します。

○施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化の推進）

将来にわたり維持していくことが必要とされた施設については、長寿命化を推進することで施設の更新に係るコストの縮減・平準化を図ります。

従来、建築物の維持補修は、老朽化等により施設機能が大きく低下した後に、多額のコストを費やし機能回復が図られてきましたが、今後は、施設機能が大きく低下する前に、予防的な保全を行うことで従来目標とされてきた耐用年数^{※16}よりも長く施設を有効活用する長寿命化を実現していきます。

長寿命化の検討に際しては、耐震化やバリアフリー化への対応状況等に留意し、大規模改修にあわせ、施設の安全性、市民の利便性を確保していくことを目指します。

なお、予防的な保全の実施により、従前に比べ保全に係るコストが多額になることがありますが、供用期間が延長されることにより、1年あたりの施設コストの低減が期待できます。個々の

※16 耐用年数の考え方は一般的に、物理的耐用年数・機能的耐用年数・経済的耐用年数の3つがあり、ここでは、物理的耐用年数の考え方を基に、(一財)日本建築学会等の資料を参考にして80年を目標値としている。

建築物の長寿命化の可否は、更新費用と長寿命化に伴う保全コストの比較を行うなど、総合的に判断していきます。

○施設運営の見直し（財源確保）

施設や設備の老朽化による光熱水費の非効率や人員配置の非効率など、公共建築物の運営に関する課題に対し、適切に対応していきます。

また、具体的には「④市民との協働・民間活力の活用」に記載しますが、民間活力の導入等により、財源の確保を図っていくことを目指します。

○ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化）

民間事業者等との連携によりライフサイクルコストの縮減と平準化を着実に進めていくことも可能です。具体的には「④市民との協働・民間活力の活用」に記載しますが、前述の総量縮減、長寿命化推進、財源確保とあわせて、日常的な点検業務、維持・補修、改修に係るコストの縮減のための取組も進めていきます。

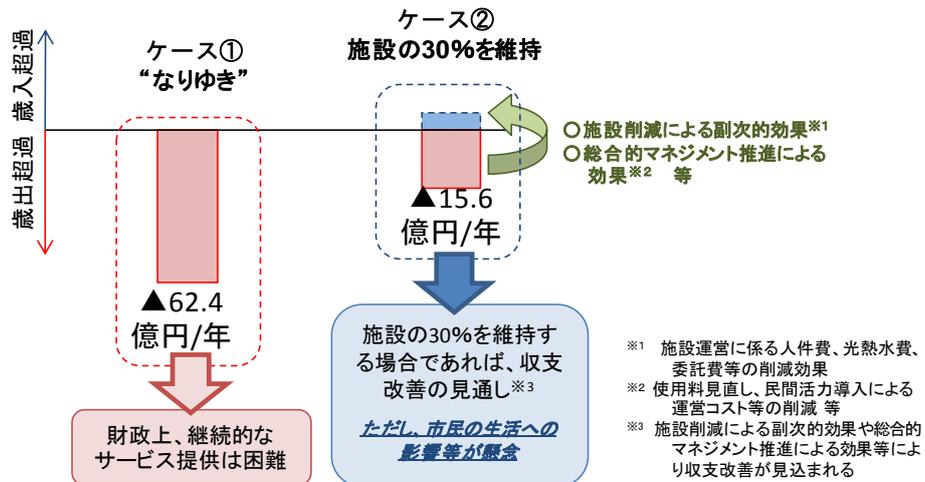
○維持、管理、更新コスト縮減に係る目標値の検討について

今後、本市がコスト削減に対してどのように取り組むべきかを検討する一環として、今後も維持し続けることが可能な公共建築物の概ねの量（延床面積）を把握するため、今後40年間の歳入（市税、市債、国県支出金等）、歳出（人件費、扶助費等）に係る見通しを試算しました。

現在保有するすべての施設を保有し続け、従来と同様60年で更新を行う場合（ケース①）の財政収支を試算した結果、収支差額（年平均）は▲62.4億円/年です。

財政的な観点から、主に施設量を削減することによりこの財政赤字を改善することを想定し、収支に係る試算を行ったところ（ケース②）、施設の30%を維持した場合の収支差額（年平均）が▲15.6億円/年であり、施設縮減削減による人件費や委託費等の削減、使用料見直し等による歳入増など総合的なマネジメントを推進することで収支の改善を図っていくことが求められます。

図表25 ケース①及びケース②に関する試算結果

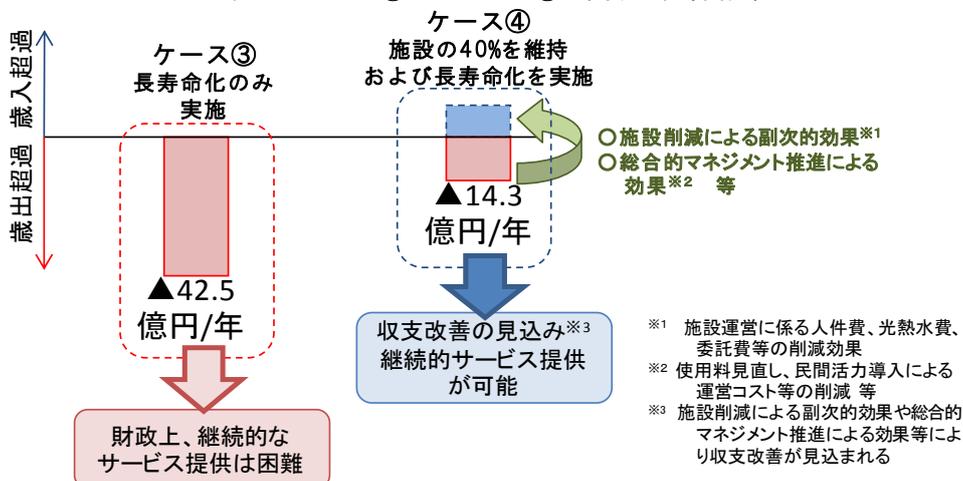


しかしながら、維持する施設を30%と限定する場合、市民にとって必要な機能・サービスが必ずしも提供出来ないことも考えられることから、公共施設マネジメント推進に当たっては、他の効果的な手法も併せて実施することで市民への影響を極力抑えていくことが求められ、その1つの手法として長寿命化を併せて実施していくことが考えられます。

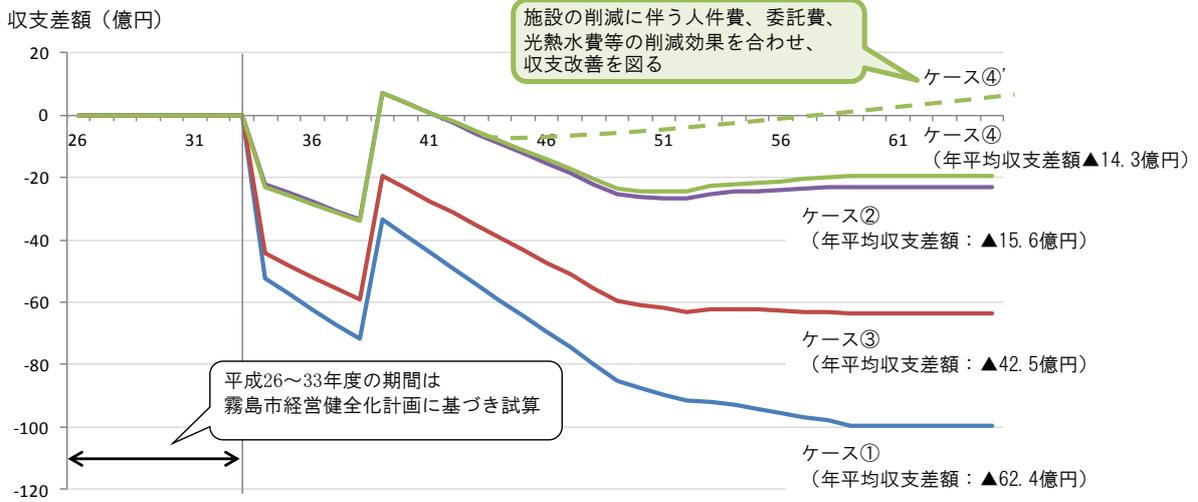
以上を踏まえ、従来の60年から80年に長寿命化する場合（ケース③：長寿命化のみ実施）の収支差額を試算したところ、収支差額（年平均）は、▲42.5億円/年となります。

また、総量縮減と長寿命化を併せて実施した場合の収支差額を試算したところ、現在保有する施設の約40%を維持し、更新期間を80年に長寿命化した場合、▲14.3億円/年となります。この場合、施設削減に伴う人件費、委託費、光熱水費等の削減効果が期待できるほか、歳入増に係る取組等を同時に図ることで収支の改善を図っていくことが考えられます。

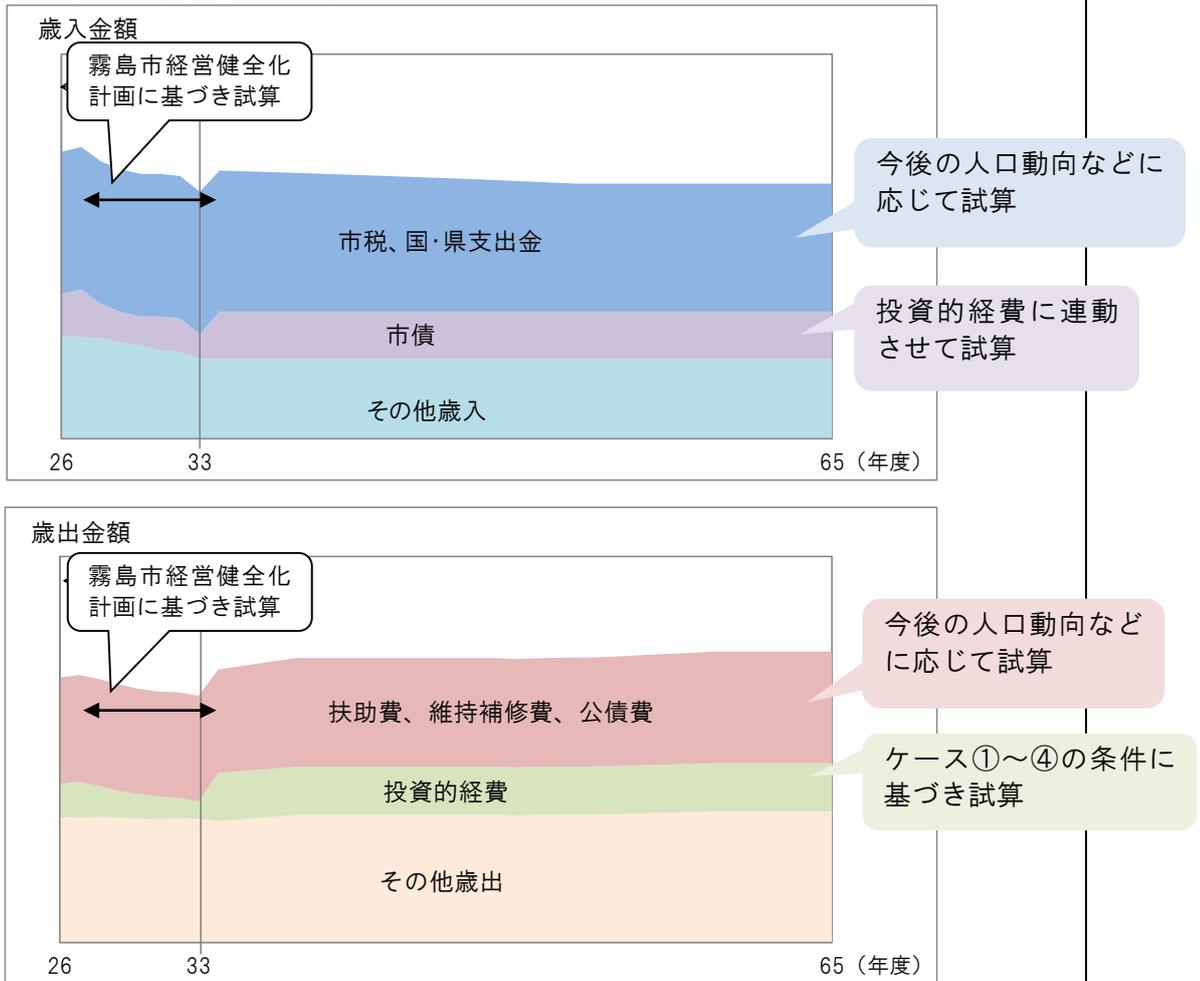
図表26 ケース③及びケース④に関する試算結果



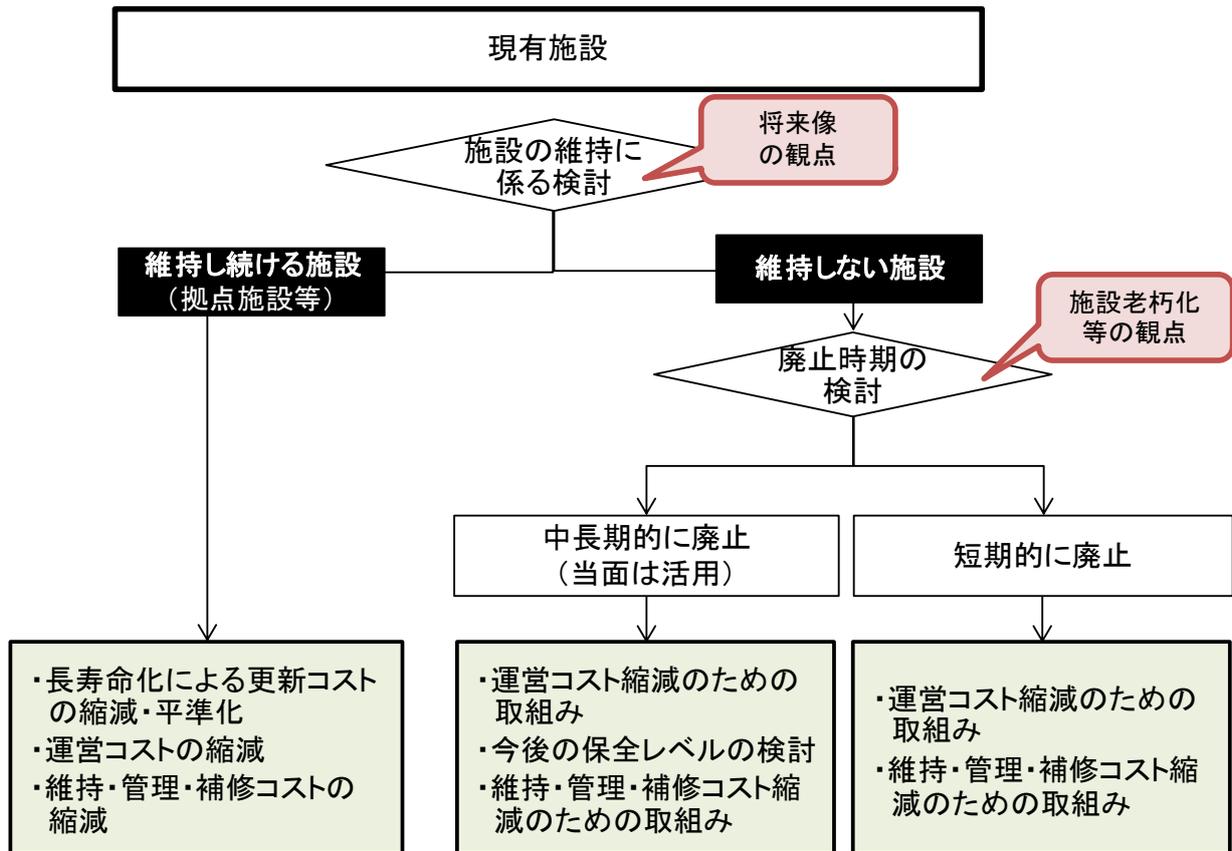
図表 27 収支差額の推移(ケース①～③の試算結果)



<参考> 将来の財政見通し試算の考え方



図表 28 コスト縮減のための検討のフロー



④ 市民との協働・民間活力の活用

公共建築物が抱える課題への対応を、行政のみで行うことには限界があり、市民や民間事業者などと協働・連携し専門的な知識やノウハウを活用することにより、対応策の幅を広げつつ検討することが重要です。

本市では、公共建築物の運営や維持管理などあらゆる場面を対象に、さまざまな主体との協働・連携、民間活力の活用可能性を検討し、市民や民間事業者の活動の場を提供しつつ公共建築物に関わる課題解決を図っていきます。

○市民団体、地域住民との協働

地区が目指すべき将来像、そのために提供すべき公共建築物による行政サービスの検討に当たっては、行政のほか市民や関係団体など多様な主体の参加により進めていく必要があります。このため、「①地区の特性に応じた取組の推進」に記載のとおり、市民、市民団体、有識者等により構成する外部委員会を設置し、検討を行います。

本市では、地区自治公民館及び自治会が相互扶助や防犯防災、環境美化、市民への情報伝達等の役割を担っています。また、市民グループが行う公益的な活動に対し、市がその経費の一部を補助する制度など、様々な市民が地域の課題解決やより良い暮らしの実現のために、自主的・自律的に活動を行っていくことを奨励していることから、市民団体との連携により公共建築物の環境美化、維持管理・運営の効率化につなげていくことなどを検討します。

○受益者負担の適正化

平成 22 年度に使用料適正化に係る基本方針を策定したところですが、今後も、負担の公正・公平性を担保し、また、受益者負担の適正化等の観点から、適宜適切に見直していきます。

○民間活力の活用

本市では、平成 18 年 2 月に「公の施設に係る指定管理者制度導入に関する指針」を、同年 10 月には制度の導入に向けて「指定管理者制度に関する指針」を策定し、順次導入してきており、住民サービスの向上、民間事業者等のノウハウを活かした多種・多様なサービス提供、さらに利用料金制の導入による経営面の改善等を図ってきました。今後も当該指針の考え方にに基づき、指定管理者制度導入による効果が期待できる施設に関しては積極的に導入していきます。

また、包括委託^{※用語集}や P F I ^{※用語集}、コンセッション方式^{※用語集}、民営化等により、施設の設計・施工や維持管理に関わる業務を包括的に民間事業者にゆだね、トータルコスト^{※用語集}を低減しつつ、民間事業者の創意工夫により市民へ提供するサービスの質を向上していくことも可能です。公共建築物の種類、そこで提供されているサービスの内容等によって、こうした方法も幅広く検討し、最適な手法を検討、導入していきます。

このほか、それぞれの地区において、持続可能なまちづくり推進の観点から、医療・福祉、買い物など地域住民が暮らしていく上で必要不可欠なサービスについて公共建築物の空きスペースに誘致していくことも検討します。

○民間施設の活用

市が施設を保有し、施設の維持補修や更新等に係るコストを負担していくのではなく、民間の施設を借り上げるなどして、その時期に必要なサービスを効率的に提供する方法も検討します。

○民間サービスの誘致

庁舎等における自動販売機設置場所の貸し付けや、公共建築物の空きスペース等の提供により市民が必要とするサービスを誘致するなど、公有財産の活用による民間サービスの誘致等を図るための方策を検討します。

また、不要と判断された公有財産については、保有量の適正化と新たな財源の創出を図るため、定期借地、貸付、売却、譲渡などの方法により、民間サービスの受け皿として積極的に活用していきます。

○財源確保のための取組

ネーミングライツ^{※用語集}や、オーナー制度^{※用語集}の導入など幅広い可能性を引き続き検討します。

○発注方法や長期包括契約など契約上の工夫の整理

複数で同種業務の一括委託等を行うことで、コストの縮減を図ることができます。

また、民間事業者に対し、施設設備の修繕更新を含めて長期包括的に委託を行うことで、事業運営に対する責任感を高めるとともに、より継続的かつ効率的な管理のノウハウを活用することも可能となり、財政負担の縮減や平準化を図ることができます。

現在、指定管理者制度などの活用により複数年に渡る維持管理業務の委託などが実施されていますが、今後はその他の施設などにおいても複数年にわたる長期包括的な業務の委託が実施できないか検討を行います。

⑤ 総合的な取組の推進

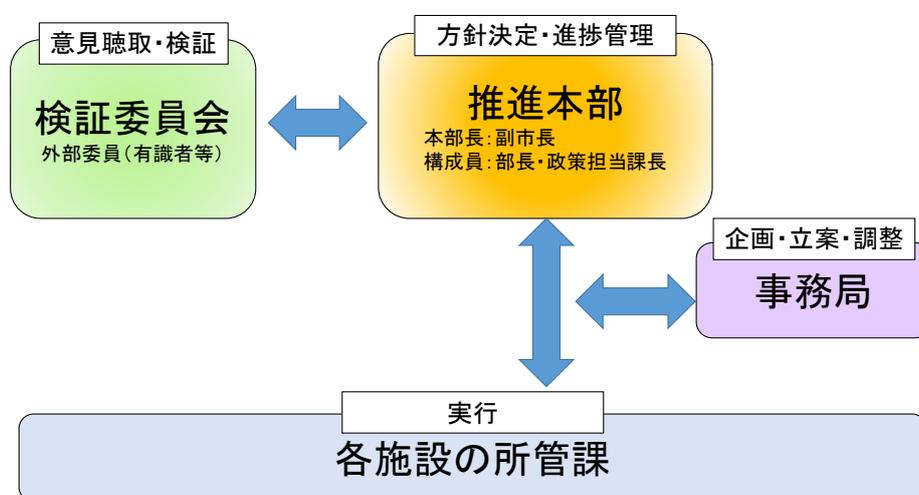
○推進体制の強化

本市においては、下図に示す推進体制のもと、事務局と所管課の連携を強化することで公共施設マネジメントを着実に推進します。

市民の理解促進、信頼構築のため、事務局は、施設に関する情報や公共施設マネジメントに関する取組状況を市民に発信していきます。また、地域住民等への説明や意見交換の場を設置するなど、公共建築物再編に係る窓口機能としての役割を担っていきます。

図表 29 公共施設マネジメントの推進体制

霧島市公共施設マネジメント計画の推進体制



○庁内連携の強化

公共施設マネジメント推進のためには、施設保有量、利用者数や運営コスト等の情報を集約しこれを分析していくことが重要です。これらの情報については導入済の公共施設マネジメントシステムを活用して一元化や庁内横断的に共有を図るとともに、市民ニーズとの差異や管理・運営の更なる効率化など、施設が抱える課題解決に向けた調査研究を進めます。

必要に応じて、所管課が提供するサービスの内容、個別施設の維持補修に係る計画等の見直しを求めるほか、市内の公共建築物を横断的にマネジメントする観点から所管課の業務を見直すなど、本方針や霧島市公共施設管理基本計画(公共建築物編)の進捗管理を適切に行うとともに、経営健全化計画と連携した実効的なマネジメントを推進します。

本市が推進する公共施設マネジメントは、市全体及び各地区が目指すべき将来像実現のために各種施策との連携可能性を検討します。

(2) 道路・橋梁等

1) 管理に関する基本的な考え方

道路・橋梁等の土木インフラは、市民生活を支える重要な基盤であることから、必要な整備は進める一方で適切な維持管理を行っていく必要があります。

本市の人口は増加傾向から減少局面を迎えようとしており、地区によりその人口推移や人口構造は大きく異なることが予想されることから、中長期的な観点から公共建築物の再編と連動しながら、土木インフラの適切な整備、維持管理を推進します。

また、財政的な制約の中で、土木インフラの健全性の維持を図っていくため財政運営と連動した検討を、公共建築物と一体的に行います。

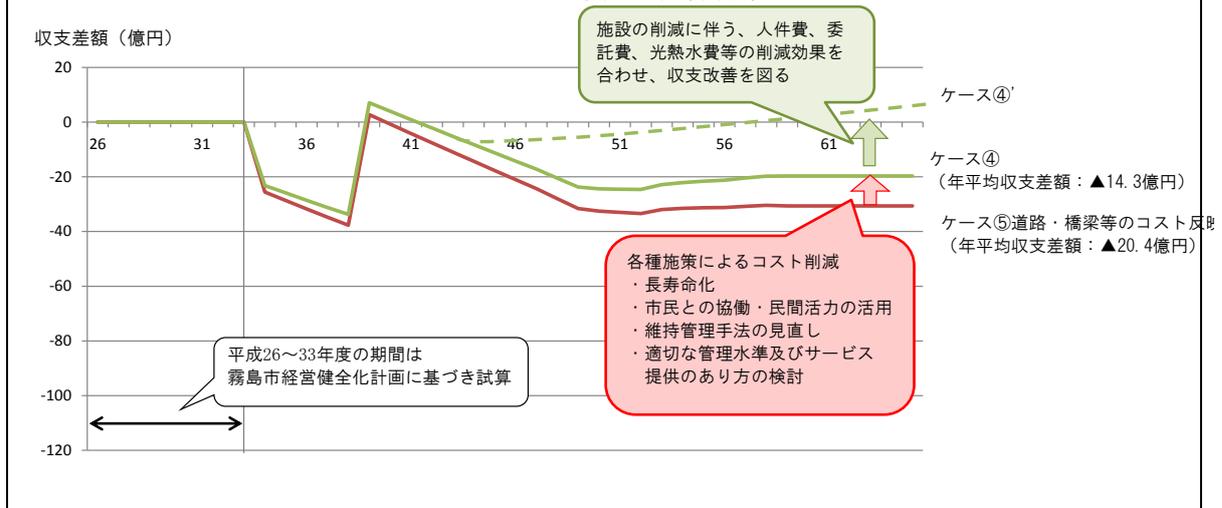
さらに、本方針策定後は、土木インフラについては、本方針に示す基本的な事項を踏まえ、施設類型ごとに長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理を実施します。

○参考 土木インフラの維持管理・更新コスト縮減目安の検討について

公共建築物の今後の取組方針（(1)2)③参照）では、今後の人口動向と公共建築物の維持更新に必要なコスト試算に基づく、財政の見通しを試算し、施設の40%を維持し長寿命化を進める（ケース④）ことにより、コスト縮減を図ることを想定しています。ここでは、さらに道路・橋梁等の維持・更新に必要なコストを踏まえ、財政面からどの程度のコスト縮減が必要かを試算し、今後の取組方針検討の参考とします。

その結果、下図のように、収支差額は公共建築物の試算ケース④の▲14.3億円よりも赤字幅が拡大し、年平均▲20.4億円となりました。この拡大した赤字幅（6.1億円）をコスト縮減や収入増加策により圧縮しつつ、市民生活に必要なインフラを維持する必要があります。

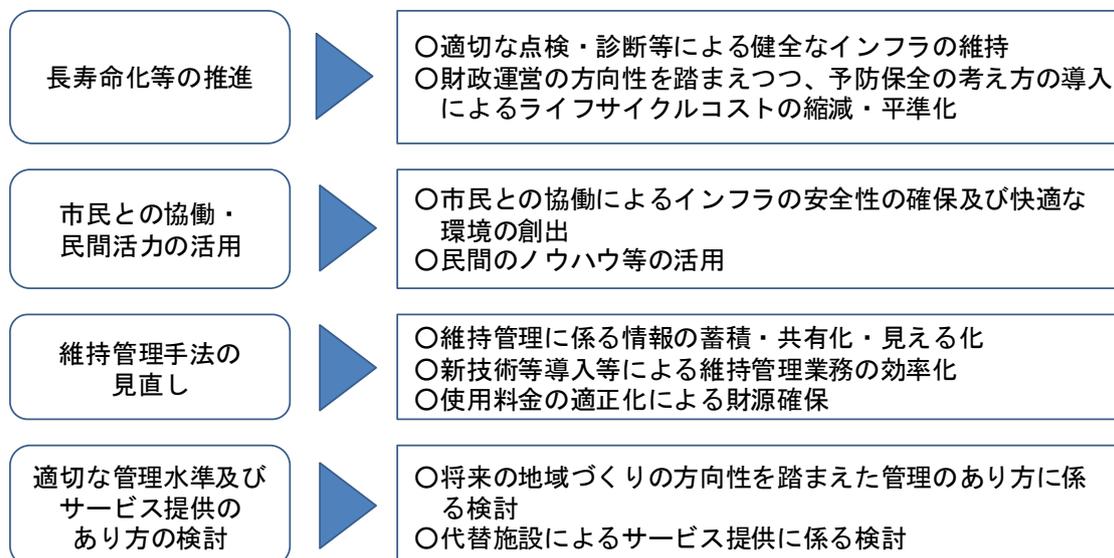
図表30 公共建築物及び道路・橋梁等に係るコスト試算結果を踏まえた収支差額の推移
(コスト縮減に関する試算結果)



2) 今後の取組方針

本市では、以下に掲げる4つの方針に沿って、土木インフラの管理に取り組みます。

図表 31 土木インフラ管理に関する基本的な方針



① 長寿命化等の推進

道路、水道施設及び下水道施設等の施設種別ごとの特性を考慮し、健全度や優先度に応じ、安全性を確保する計画的な維持管理を行います。

財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方を導入することでライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

② 市民との協働・民間活力の活用

市民を含む民間との連携による管理を進めます。アダプト制度の拡充や道守等の市民との協働を推進するほか、PPP^{※用語集}、PFI、包括管理委託など民間活力を導入することで、民間事業者が有する点検や修繕に関する新技術や管理ノウハウ、経営ノウハウ等の導入により、効率的な管理の実現と管理水準の向上を図ります。

③ 維持管理手法の見直し

電子化された施設情報（施設の状態、点検履歴等）を点検・診断や整備更新に係る計画に反映させるなど、施設情報の電子化及び情報の蓄積・活用を推進していきます。

また、今後の改修・更新需要の増大等を見据え、適正な受益者負担のあり方に関する検討、使用料金の適正化に係る検討を行うほか、企業広告やネーミングライツ等の導入による財源確保に係る検討を行います。

国や民間による研究開発の動向を踏まえ、新技術の維持管理業務への導入効果等の検討を行い、効率的な維持管理を行います。

現在、各所管課で管理されている施設について、それぞれの土木インフラの現状、直面する課題を関係各課が共有し、横断的に連携することにより維持管理業務を効率的かつ効果的に推進していくための手法を検討します。また、国や県等の動向も踏まえ、一体的な管理の可能性についても検討します。

④ 適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討

土木インフラの状態や利用状況、人口動態や将来のまちづくりの方向性等の社会的なニーズを勘案し、適切な管理水準のあり方について検討を行います。

また、提供しているサービスの内容によっては、一部施設を廃止し他の施設で引き続き必要なサービスを提供するなど、適切なサービス提供のあり方も検討します。

3) 今後の取組体制

土木インフラの管理に関しても、公共建築物において示した推進体制（(1) 2) ⑤を参照）のもと、事務局と所管課の連携強化を図るとともに、コンピュータシステムを活用して情報の一元化や情報共有を図り、公共施設マネジメントを着実に推進していきます。

II. 霧島市公共施設管理基本計画

1. 留意すべき本市の特徴

本市の人口は、平成 22 年にかけてわずかながら増加していますが、今後は減少に転じ平成 42 年には 12 万人を下回ることが予測されています。また、市域面積は 603.15 k m²であり、県内市町村では二番目となる広さを有しているため、市民の生活や経済活動を支える土木インフラの総量が多いほか、その整備状況は地区・地域によって異なり、今後も計画に基づき整備を進めていく土木インフラもあります。

旧市町の行政区域に相当する「地区^{※17}」、地域づくりの基礎的な単位である「地区自治公民館^{※18}」、すべての地区を横断的にとらえる「市街地及び中山間地域^{※19}」という 3 つに分類することができます。

図表 32 市域の分類



注) 地区自治公民館の範囲は概ねの目安を示したもの

※¹⁷ 旧市町の行政単位であり、国分地区、溝辺地区、横川地区、牧園地区、霧島地区、隼人地区、福山地区に分類される。

※¹⁸ 本市には 857 の「自治会」があり、一定の範囲内の自治会が集まり 89 の「地区自治公民館」を構成している。地区自治公民館では、地域住民が主体となり個性豊かな地域づくりを行うことを目的として任意で地域まちづくり計画を策定するなど、本市の地域づくりに係る主要な単位である。

※¹⁹ 中山間地域の範囲は、「霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例施行規則」による。

(1) 市街地及び中山間地域における人口動態

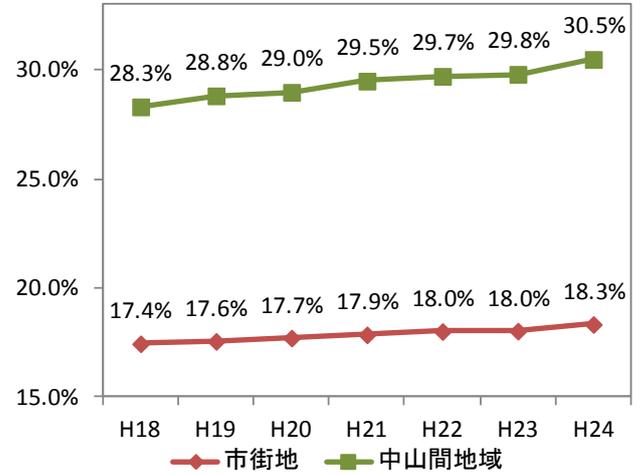
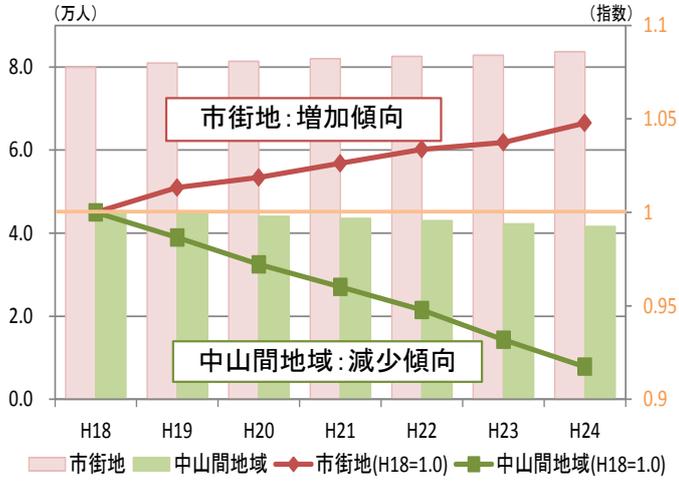
市街地人口は約 8.4 万人であり市全体の人口の約 7 割を占め、近年においても、増加傾向を示しています。一方、中山間地域の人口は年々減少しており、平成 19 年から平成 24 年の 5 年間で約 3,000 人の減となっています。また、人口の分布をみると、市街地では中心部に多くの人口が集積しているのに対し、中山間地域では、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区に広く分散していることがわかります。

高齢化率をみると、平成 24 年度の市街地の平均が 18.3%であるのに対し、中山間地域では平均は 30.5%となっており、その傾向は年々顕著になっています。

図表 33 市街地及び中山間地域における人口及び高齢化率の整理

■人口推移(実数及び平成 18 年度を1とした指数)

■高齢化率推移

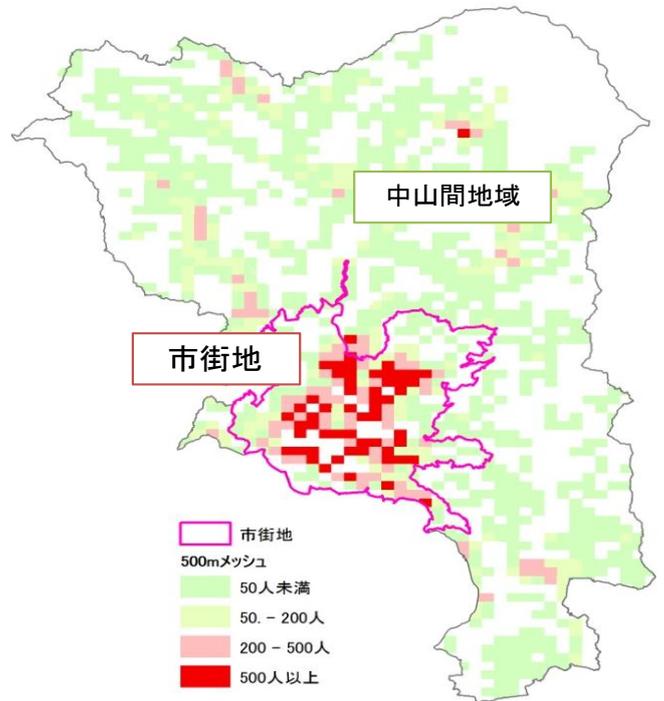
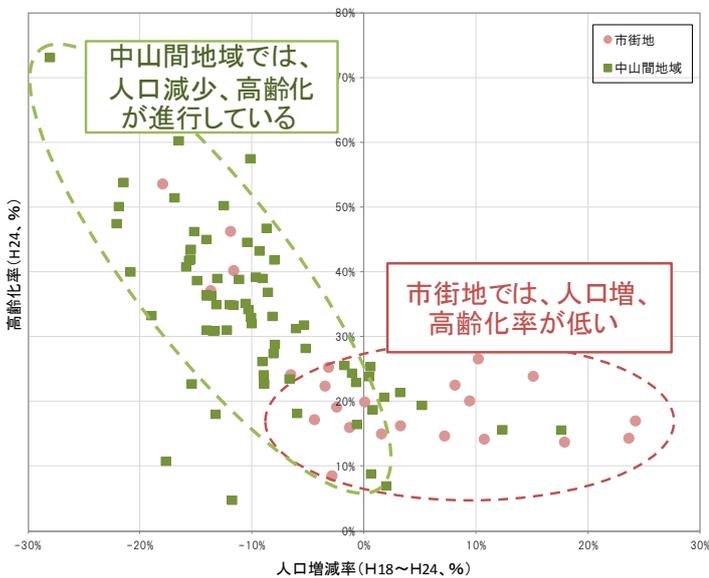


資料) 住民基本台帳人口 (各年5月1日時点) をもとに作成

資料) 住民基本台帳人口 (各年5月1日時点) をもとに作成

■地区自治公民館区別の人口増減率及び高齢化率

■本市の人口分布



資料) 住民基本台帳人口 (各年5月1日時点) をもとに作成

資料) 平成 22 年国勢調査地域メッシュ※用語集をもとに作成

(2) 市街地及び中山間地域における地域の実態

市街地及び中山間地域における地域の実態は下表に示すとおりであり、地域コミュニティ、教育、買物や通院等に係る地域実態は、市街地及び中山間地域で大きく異なっています。

図表 34 市街地及び中山間地域における地域の実態

分類	市街地
地域 コミュニティ	<p>○転入人口の多い地域では、転入者や若い世代の自治会離れが進み、近所づきあい、コミュニティ意識の希薄化が進んでいる。</p> <p>○地区自治公民館区における地域活動等への参加は高齢者が多く、今後高齢化が進行することで活動・組織の継続が困難となることが想定される。</p> <p>○ひとり暮らしの高齢者が増加しており、中には地域活動への参加を拒む人も多い。自治会や老人クラブ等での見守り体制だけでは十分に対応できていない地域もみられる。</p> <p>○住民からは、地域活動の場所が十分ではないとの指摘がある。一方で、市街地には、会議室や調理室機能を有する公共建築物が多い。</p>
教育	<p>○一部、過大規模となっている小学校がみられる。</p>
買物 医療 等	<p>○市街地の中心部は、商店、大型商業施設等が多く立地しており、医療機関も充実している。徒歩での移動が可能であり、また公共交通の利便性も高いことから買物、医療に関する利便性は高い。</p> <p>○市街地の郊外部は、公共交通の利便性が低く、また、商業施設、医療機関等が離れて立地していることから、自動車を自由に使えない高齢者等にとっては移動手段の確保に課題を抱えている。</p>

中山間地域

○人口減少・少子高齢化が進行している。

高齢化率は牧園地区では 36.5%、霧島地区では 36.6%(ともに平成 22 年度国勢調査)である。地区自治公民館単位では、71 館のうち 21 館が高齢化率 40%を超えており、中には 60%を超えるところもある(平成 24 年住民基本台帳人口)。

○自治会、老人クラブ等の担い手が少なく、また、これらの加入率、参加率が低い地域も多い。伝統行事、祭りなどが途絶える地域もあり、地域コミュニティの消滅が危惧されている。

○一部地域では、民間企業が地域コミュニティ活動への参加を希望する例、大学等が地域活性化に取り組む例もみられる。

○子どもの数が減っており、複式学級を編成する小学校もある。

○小規模校に通う児童の親からは、一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる。

○合併前後において、小規模校を対象とした統廃合や校区再編は実施されていない。

○山村留学や霧島市小規模校入学特別認可制度^{※20}(以下、特認校制度という。)を実施することにより、校区外の子どもを受け入れ、特色を生かした教育が実践されている。

○庁舎周辺又は駅周辺エリアには商店、スーパーマーケットや金融機関、医療機関等が立地しているが、それ以外は、十分な買物環境等を持たない地域が多い。

○市街地又は近隣市の大型商業施設等を利用する人が多いが、自動車を自由に使えない高齢者等は、近隣地域(庁舎や駅周辺)のスーパーマーケットや個人商店、医療機関等に通う。公共交通としてはふれあいバス等があるが、ルートや便数など利便性に課題を抱えており、家族や医療機関等の送迎に頼る高齢者が多い。

○一部地域では、民間事業者による移動販売サービスが提供されている。NPO^{※用語集}法人による送迎サービスが提供されている地域もみられる。

※²⁰ 指定校に入学又は転学を希望する児童生徒及びその保護者に一定の条件を付して校区外の通学を認める制度のこと。

2. 公共建築物編

2-1 公共建築物管理に係る全体像

基本方針では、施設の長寿命化を推進することを前提として、将来的な財政見通しや公共建築物の改修・更新等に係るコスト試算結果を踏まえ、平成27年から40年間の計画期間で、施設の維持、管理、更新コストの削減を実施し、将来のコスト負担額を床面積換算で40%（32.9万㎡）とすることを目指すこととしています。

財政的な観点から将来のコスト負担額の削減を図っていくため、以下に示すとおり、総量縮減、長寿命化推進、財源確保、維持管理業務効率化の4つの取組を推進します。その推進に際しては、地区特性や市民ニーズの変化に留意するほか、市民との協働や民間活力の活用を図りつつ庁内連携による総合的な推進となるよう努め、将来を見据えた地域づくりの取組として推進し、基本方針でいう“次世代に継承できるまち”の実現を目指します。

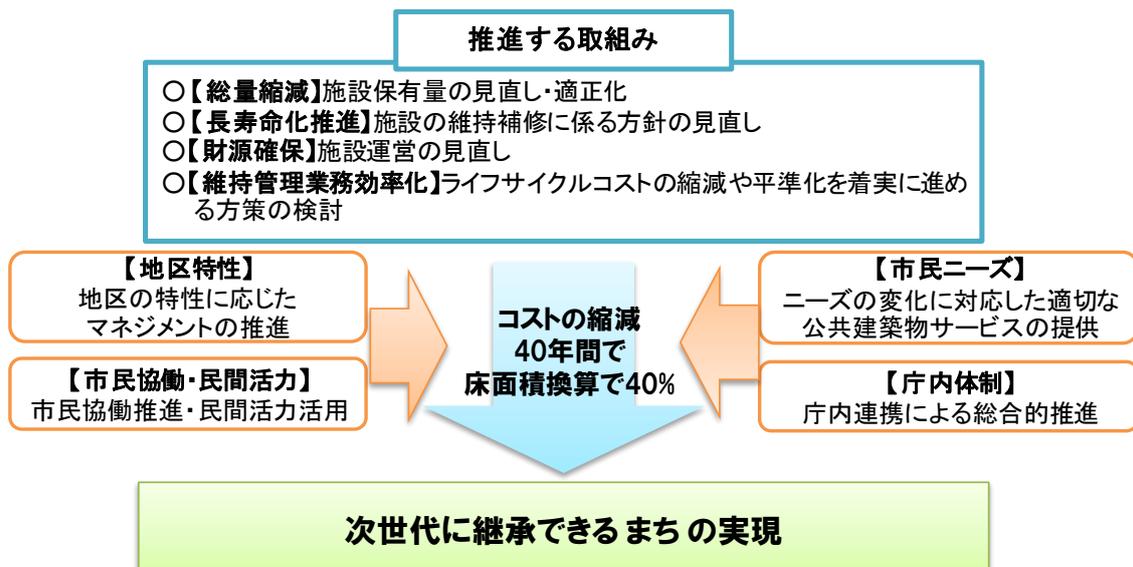
【今後推進する取組】

- 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）
- 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進）
- 施設運営の見直し（財源確保）
- ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化）

【取組推進に当たり留意すべきこと】

- 地区の特性に応じたマネジメントの推進
- ニーズの変化に対応した適切な公共建築物サービスの提供
- 市民協働の推進、民間活力の活用
- 庁内連携による総合的な推進

図表 35 公共建築物の管理に係る全体像



(1) 今後推進する取組

1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

以下の2つの考え方を基本として、施設が保有する機能に着目し、将来にわたり維持すべき施設とそうでない施設の見極めを行うことで施設保有量の見直し・適正化を図ります。

- 必ずしも複数保有する必要のない機能・施設(市で一つあれば良い機能・施設など)を整理する
地区ごとに保有する歴史民俗資料館や文化施設のホール機能、スポーツ・レクリエーション施設など、必ずしも複数保有する必要のない機能・施設は適正配置の観点から整理する。

- 施設性能、利用の観点から課題を抱える施設を整理する
老朽化、利用低迷、利用者の偏り等、施設性能や施設利用の観点から課題を抱える施設は整理する。近隣に類似機能を保有する施設がある場合は、いずれかの施設を廃止するなど機能重複を排除していく。

- ※ なお、保有量の見直し・適正化に当たっては、集約によって使用しなくなった施設等は原則として除却していきます。また、民間活力の導入が有効である場合には積極的に導入していきます。(売却・譲渡等)

機能や施設の集約に際しては、地区や地域に必要な機能はできる限り存続させることを目指し、維持すべき施設の空きスペースに他の機能を移転する等、施設の複合化・多機能化を推進することで施設の効率的な利用を図ります。

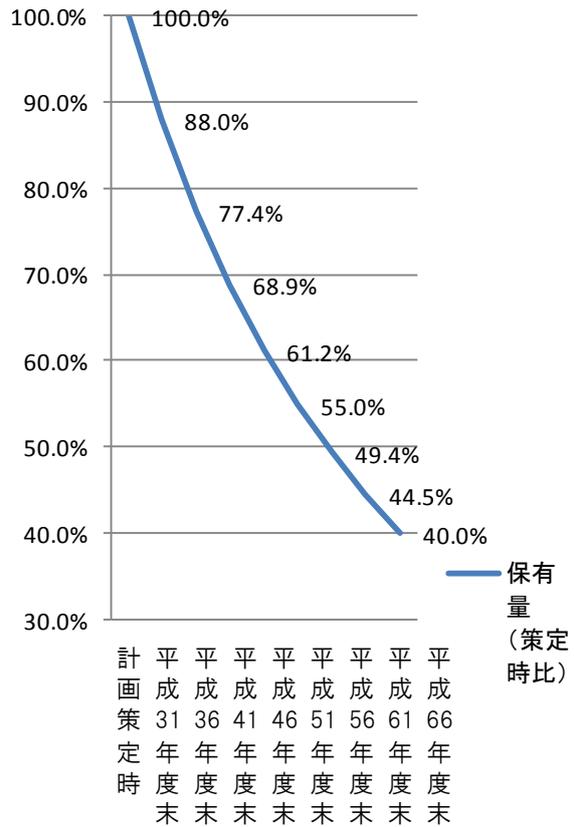
また、複合化・多機能化の推進に際しては、異なる機能を持つことによる相乗的な効果を生み出すことを目指します。公共建築物を訪れる子ども、若者、中高年、お年寄りなど、異なる世代が日常的に顔を合わせる機会を創出することで、多世代間での交流を促進したり、共同事業等を実施することで賑わいや楽しさを創出したりする等、施設の再編を通じて地域の拠点等が形成されていくことを目指します。そのため、機能の融和性、利用者属性、建物の歴史的価値等に留意し、将来の地域づくりの観点から計画的に実施していきます。

施設保有量の見直し・適正化に係る取組の推進に当たっては、基本方針で示した目標値をもとに5年ごとの期間削減目標を設定し、これを一つの目安とします。

基本方針で、コスト縮減の観点から、今後も維持することが可能な公共建築物の量(延床面積)を把握するため、今後40年間の歳入、歳出に係る見通しを試算した結果を踏まえ、維持できる施設の総量を定めたものです。ここで示す目標値については、公共施設マネジメントの進捗状況や、社会経済情勢等を踏まえ5年ごとに見直していきます。

図表 36 期間削減目標

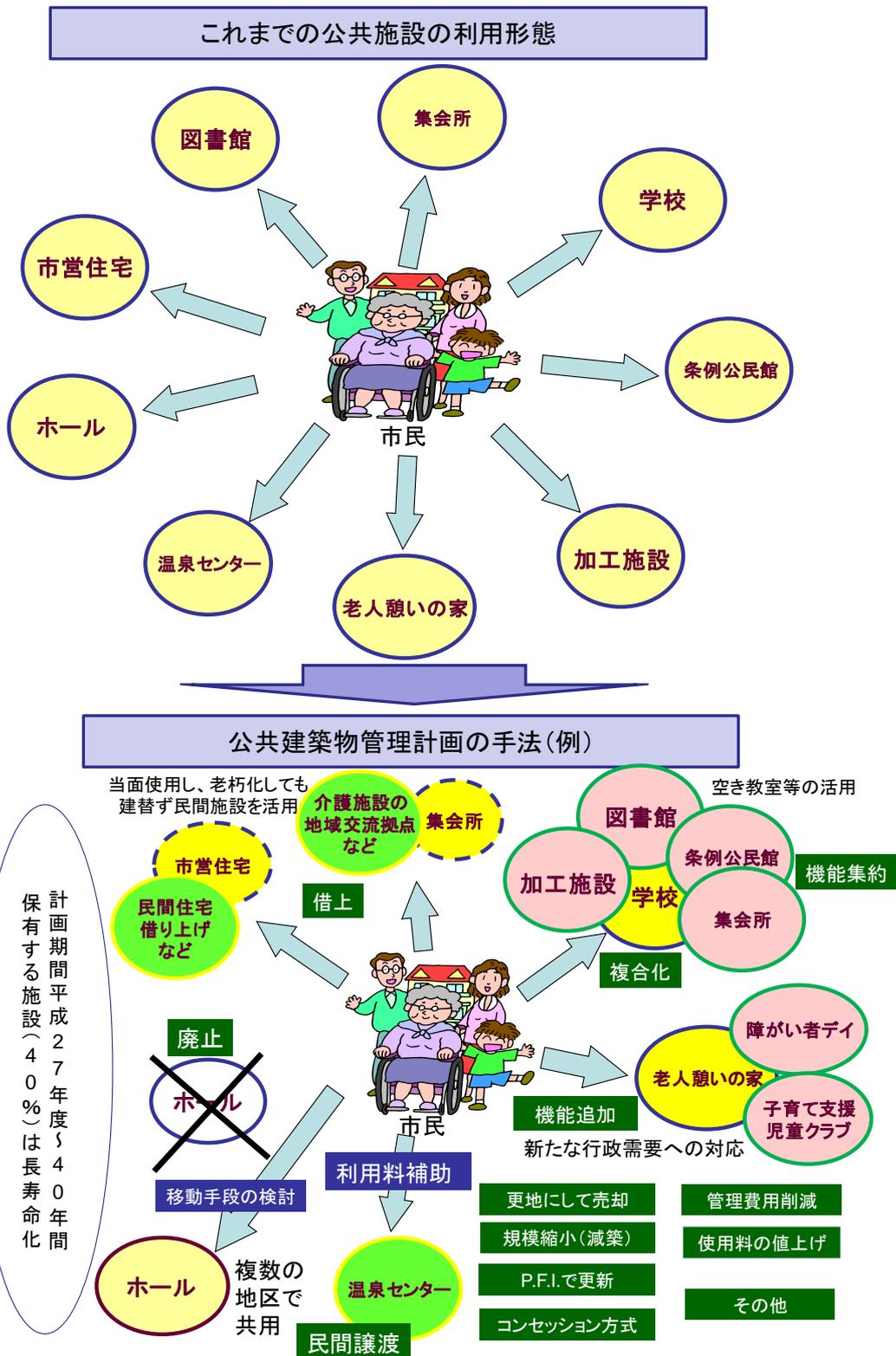
目標年度	削減量 (万㎡)	削減率 (前期比) (%)	削減率 (累計) (%)	年度末 面積 (万㎡)
計画策定時	-	-	-	82.2
平成31年度末	9.9	12.0	12.0	72.3
平成36年度末	8.7	12.0	22.6	63.6
平成41年度末	7.0	11.0	31.1	56.6
平成46年度末	6.3	11.0	38.8	50.3
平成51年度末	5.1	10.0	45.0	45.2
平成56年度末	4.6	10.0	50.6	40.6
平成61年度末	4.0	10.0	55.5	36.6
平成66年度末	3.7	10.0	60.0	32.9



目標設定の背景

本市においては、建築後30年以上経過している建物が全体の約42%を占めています。これらの施設については早急な対応が求められることから、計画初期には施設の更新や大規模改修に膨大なコストが発生することが予測されます。このことから、計画初期の削減量を、市民生活に影響を与えないと考えられる範囲内で、できる限り大きく設定しました。

図表 37 保有量の見直し・適正化のイメージ



2) 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進）

将来にわたって維持すべき施設の長寿命化を図っていきます。

予防保全は、原則、将来にわたり維持すべき施設のうち、特に建物の不具合や設備の故障等が発生したときに、市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼすと考えられる施設や建替や移転工事に伴う休業が困難な施設（行政系施設（庁舎、消防施設）、学校等）を対象とします。

長寿命化により目標とする耐用年数については、（一般財団法人）日本建築学会等の資料等を参考に、以下のとおり定めます。

また、庁内関係部署の適切な役割分担のもと、長寿命化を推進していきます。

図表 38 長寿命化推進の方向性

施設の分類		主な用途	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造の場合	木造の場合
維持すべき施設	予防保全をする施設 （建替・移転工事に伴う休業が困難な施設、不具合等が発生した時に市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼす施設）	行政系施設（庁舎、消防施設） 学校教育施設等	80年	60年
	上記以外の施設	市民文化系施設 社会教育施設 等		
維持しない施設		—	※建替や大規模修繕等はいりません。利用者等に危険を及ぼすような不具合があった場合は直ちに利用を中止します。	

＜標準的な長寿命化のサイクル(鉄筋コンクリート造の場合)＞※個別の建物の状況により判断
 建築後 30 年経過で大規模改修⇒建築後 55 年経過で 2 回目の大規模改修
 ⇒建築後 80 年経過で建替

3) 施設運営の見直し（財源確保）

施設運営の効率化を図るとともに、受益と負担の観点から使用料の適正化を図り、収支バランスの改善を目指します。

また、民間活力の導入を推進すること等により、財源の確保を図っていくことを目指します。（PPP、PFI、ネーミングライツ、民間貸付等）

4) ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討 (維持管理業務効率化)

ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策として、民間活力を積極的に導入し、複数施設の同種維持管理業務を同一事業者に一括委託する方法、施設の運営管理や修繕・更新までを長期的かつ包括的に委託する手法等、維持管理業務の効率化に資する取組を推進します。

これらの推進に当たっては、財政負担の縮減や平準化の観点のみならず、円滑な施設運営も含めた総合的な観点から検討します。

(2) 取組推進に当たり留意すべきこと

前述1) 施設保有量の見直し・適正化(総量縮減)及び3) 施設運営の見直し(財源確保)の推進に際し、市街地及び中山間地域の実態を踏まえ計画的に総量縮減を推進していきます。

1) 市街地

一定の範囲内に多くの施設が立地する市街地では、施設が保有する機能に着目した見直しを重点的に進め、施設の廃止や複合化・多機能化等を推進し、施設の総量縮減を図ります。また、特に総量の多い公営住宅の廃止・除却を推進します。

また、積極的に民間活力の導入を図ることで財源の確保を図っていきます。

さらには、施設の特性を踏まえ、幅広い世代、団体に開放することで、希薄化する市街地における地域コミュニティ活動の活性化を促すなど、地域づくりに資する取組を推進します。

2) 中山間地域

人口減少・少子高齢化が進行する中山間地域では、地域実態や市民ニーズの変化に留意しつつ、施設が保有する機能に着目した見直しを進め、総量の縮減を進めます。

具体的には、地区の拠点となるエリア(以下、「地区の拠点」という。)を定め、地区が保有すべき機能を地区の拠点に集約化することで、地区全体の総量を縮減しながら最低限必要な公共建築物を保有し、サービスをできるかぎり維持していきます。

地区の拠点は、買い物や医療・福祉、行政サービスなど複数の生活サービスが、概ね徒歩で移動できる範囲に集まるエリアを想定しています。地区の拠点は、各地区の人口の集積状況や公共建築物、商業施設、医療機関等の立地状況等を鑑みると、庁舎等の周辺が候補の一つとして考えられます。また、溝辺・牧園地区のように、人口分布や地理的条件等から、複数の拠点を定め、双方の拠点が連携しながら施設の総量縮減・集約化を図ることが考えられます。

地区の拠点に集約化するに当たっては施設の複合化・多機能化等を推進し、住民が必要とする機能を維持するだけでなく、多世代間での交流を促したり、複数団体の活動を共同で実施し賑わいや楽しさを創出したりするなど、異なる機能を保有することによる相乗効果を最大限に発揮し、地域コミュニティ活動の活性化に寄与することを目指します。

また、自動車を自由に使えない人でも、各集落から地区の拠点まで、地区の拠点から市街地又は他地区の拠点まで移動できるよう手段の検討を行います。

図表 39 拠点の機能・役割イメージ

コミュニティの拠点	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の住民、多様な組織(地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO法人等)、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図ることができる。 • 路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる。 (例:庁舎等のエントランスをサロンとして地域住民に開放したり、空きスペースを図書館・学習室・多目的スペースとして活用することで子どもからお年寄りまでが、日常的に触れ合う場を創出する等)
生活サービスの拠点	<ul style="list-style-type: none"> • スーパーマーケット等の買物施設、医療機関・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地し、自動車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。
交通の拠点	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車を自由に使えない高齢者等が、地区の拠点と周辺部を移動する手段を確保するとともに、市街地又は近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を担う。

3) 相互連携の推進

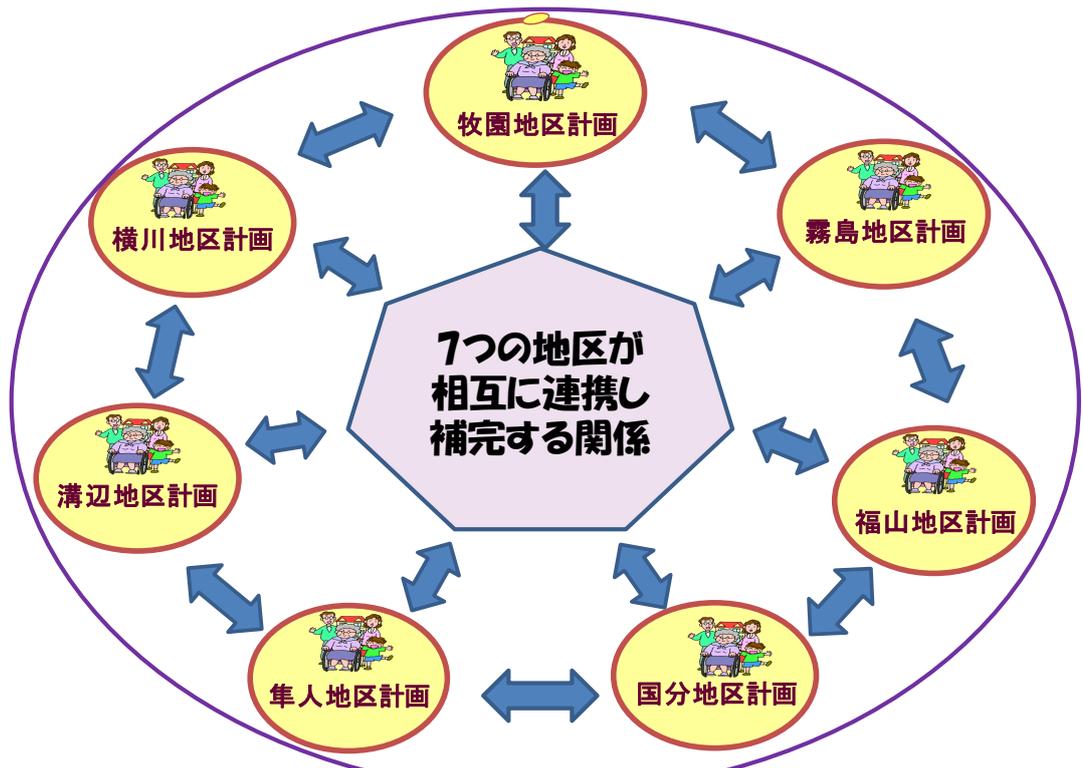
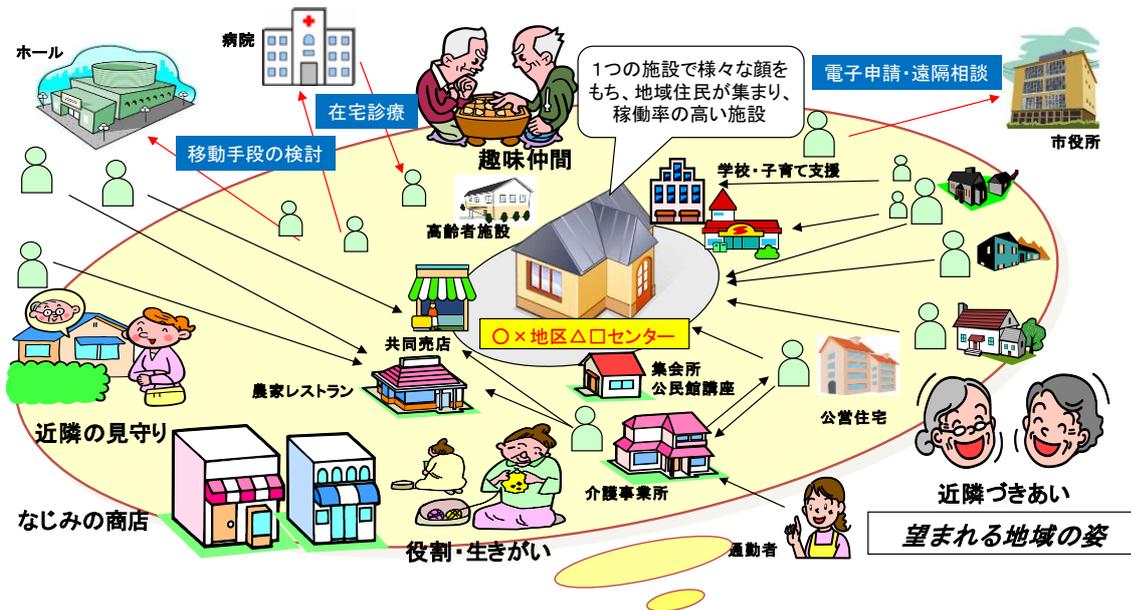
市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していくことを目指します。

また、必要に応じて移動手段を検討することなどにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役割分担などを推進していきます。

さらに、市民のニーズを的確に把握して提供するサービスを不断に見直すほか、全庁横断的な取組として柔軟に対応します。

図表 40 各地区の拠点間における連携イメージ

地域の特性を活かし、暮らしに必要な施設だけを保有



霧島市公共建築物管理計画のイメージ

Point

- 霧島市は自然や産業経済、文化など個性豊かで、様々な表情を持っている
- 今後は人口減少と少子高齢化が進行する
- 施設の持つ機能に着目する
- 子どもや高齢者、障がい者等を含む、全ての住民が自由に集える共生型の場を創る
- ハード(施設等)の減少を補うソフトを検討する

2-2 用途別の公共建築物管理の方向性

(1) 行政系施設

1) 現状・課題

行政系施設の約7割の延床面積を占める本庁及び総合支所（以下、「庁舎等」という。）は、国分・隼人庁舎、溝辺・横川・牧園・霧島・福山総合支所及び福山市民サービスセンターにより構成されています。

溝辺・牧園・霧島総合支所及び福山市民サービスセンターでは、合併等により空きスペースが生じています。また、牧園総合支所は高台に、福山市民サービスセンターは急斜面に位置しており、自動車を自由に使えない高齢者等にとって利便性が悪いことが課題です。

また、市民の利用状況をみると、福山市民サービスセンターでは、他の庁舎等と比べ来訪者が少ないのが実態です。

図表 41 行政系施設の現状・課題

施設名称	現状・課題
国分庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 旧国分市の庁舎として、人口7万人規模を想定して建設されたことから、合併当初からスペース面での絶対的な不足が指摘されている。 (合併後の国分庁舎への業務集約等が進んでいることから庁舎機能の拡充が必要とされており、本年度から庁舎増築の基本設計に着手している。)
溝辺総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 本館(築35年)、別館(築54年)のほか、保健福祉センター(築20年)が併設されており、合併等により空きスペースが発生している。 教育委員会は近隣に立地するみそめ館に配置されている。
横川総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 本庁方式移行後の業務規模を見据え2013年に整備されたため空きスペースは無い。 教育委員会は近隣に立地する横川公民館に配置されている。
牧園総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 牧園小中学校、商店、銀行等が立地する牧園地区の中心地の高台に位置し、アクセス利便性に課題を抱えている。 合併等により空きスペースが発生している。
霧島総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 合併等により空きスペースが発生している。
隼人庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 現在空きスペースは無い。庁舎周辺にはすこやか保健センター、旧保健センター、隼人公民館、隼人農村環境改善センター、隼人図書館などが立地している。
福山総合支所 福山市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 福山総合支所は、本庁方式移行後の業務規模を見据え2010年に整備されたため空きスペースは無い。 福山市民サービスセンターは、一日の平均利用者数が少ない。また、急斜面に立地しており、災害時の危険性や高齢者等のアクセスに課題が指摘されている。

2) 今後の取組方針

国分庁舎は、増築によって合併当初からの絶対的な事務室スペース等の不足の解消を図り、効率的な運営を行っていきます。また、増築により生じた総延床面積の増加分は全体の中で総量縮減を図っていきます。

溝辺・牧園・霧島総合支所及び福山市民サービスセンターは、空きスペースの活用方針等の検討を行います。庁舎等が今後果たしていくべき役割について検討を行うほか、庁舎等の周辺には、市民文化系施設、社会教育系施設、保健福祉施設等の多くの施設が立地していることから、これらの施設が保有する各種機能の庁舎等の空きスペースへの集約化の可能性について検討します。

また、庁舎等へ各種機能の統合を図る場合、自動車を自由に使えない高齢者等が不自由なくアクセスできることが重要であることから、移動手段の確保又は施設の移転等を併せて検討します。

図表 42 行政系施設に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
○ 空きスペースの活用方針等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等に必要とされる役割・機能等に係る検討を行うとともに、周辺施設の機能を整理し、庁舎等の空きスペースへの機能統合の可能性を検討する。 庁舎等への公共交通によるアクセス手段の確保又は庁舎等の移転について検討する。 	—	○
○ 複数の庁舎等の関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> 国分・隼人本庁舎及びそれぞれの総合支所の役割分担、保有機能に係る整理、相互連携・補完について検討する。 	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「—」としている。

(2) 市民文化系施設

1) 現状・課題

市民文化系施設は集会系施設（公民館やコミュニティセンター、活性化センターなど）、文化施設（市民会館、歴史民俗資料館、郷土館など）等に分類されます。

集会系施設についてみると、会議室、調理室、和室、多目的スペース等の機能を有する施設が、一定エリア内に複数立地するなど、機能が重複している地域も多くみられ、特に施設総量の多い市街地では、その傾向が顕著にみられます。また、これらの機能は、産業系施設（「(6) その他施設」として分類）、学校教育施設等の他分野の施設が保有していることも特徴です。

社会教育法に基づく公民館については、地区により設置状況に違いがあることが課題です。

文化施設等は、必ずしも地区ごとに保有する必要が無い施設ですが、合併以前に整備された施設を各地区が引き続き維持してきたため、全市的な視点から機能の重複がみられています。

施設性能の観点からは、市民文化系施設は、築 30 年以上を経過した施設が全体の約半数を占めており、今後更新が必要な施設が多いことが課題の一つです。

図表 43 市民文化系施設の現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 集会系施設については、保有機能が施設間で重複していることが多い。産業施設、学校教育施設等、他分野の施設が類似機能を保有しており、施設分野を超えて機能が重複していることが多い。特に施設数の多い市街地ではその傾向が顕著である。 文化施設等を各地区が保有している。 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多い。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 集会系施設については、保有機能が施設間で重複していることが多い。産業施設、学校教育施設等、他分野の施設が類似機能を保有しており、施設分野を超えて機能が重複していることが多い。 文化施設等を各地区が保有している。 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多い。

2) 今後の取組方針

市民文化系施設、産業系施設、学校教育施設等と併せて、保有機能に着目した横断的な見直しを行い、機能が重複する近隣施設の機能統合、廃止の可能性について検討します。

また、ホール、歴史民俗資料館など、必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能（全市で1施設で足りるもの）、については、全市的な観点から再配置を進めます。また、同様の視点で、地区自治公民館ごとに保有する地区公民館についても見直しを行います。

図表 44 市民文化系施設に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
○ 市全域及び地区ごとなどに必要な機能の整理及び再配置の推進 <ul style="list-style-type: none"> 必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能（全市で1施設で足りるもの）については、全市的な観点から再配置を進める。 地区自治公民館ごとに保有する地区公民館について見直しを行う。 社会教育法に基づく公民館について、現状を踏まえあり方を検討する。 	○	○
○ 保有機能の観点からの見直し、機能集約・総量縮減の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地区ごとに保有する必要のない施設については、全市的な観点から見直しを図る。 既存の施設分類、所管部署にとらわれず、集会系機能を保有する施設を地域住民の生活、コミュニティを支援する機能（コミュニティ等支援機能）として位置付ける。 コミュニティ等を支援する観点から機能が重複する施設等の機能集約・総量縮減を推進する。 	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「－」としている。

(3) 学校教育施設

1) 現状・課題

児童生徒数は1990年代以降減少の一途をたどっています。現在の学校区は、基本的に旧市町時代から継承されてきたもので、中山間地域のほとんどの小中学校で学級数が適正規模^{※21}、^{※用語集}を下回るなど、小中学校の小規模化がみられます。

小規模校に通う子どもを持つ親からは、子どもの教育環境を重視し一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる一方で、地域からは学校存続を要望する声もあり、小規模校対策に係る議論には、子どもたちの教育環境の観点と、地域の拠点としての小中学校の役割に係る観点的2面性を持っています。

また、これまでの小規模校対策として、特認校制度による児童生徒数の確保が図られてきましたが、児童生徒数の減少には歯止めがかかっていない状況です。また、特認校制度実施校の中には校区内から通う児童生徒数より校区外から通う児童生徒数が多い学校もみられます。

図表 45 学校教育施設に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数が増加し、適正規模の学級数を上回る状況となっており、今後対応が求められることが想定される。 過大規模校対策としての分離新設及び校区見直しが実施されている。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数が減少し、複式学級を編成する学校も多い状況にある。 特認校制度実施校等の対策を講じているが、多くの学校では児童生徒数は減少の一途をたどっている。これらの対策によって児童数が増加した学校では校区内から通う児童生徒数より校区外から通う児童生徒数が多い学校もみられる。 小規模校対策としての統廃合及び校区見直しは合併以降行われていない。 小規模校対策に係る議論は、子どもの教育環境の維持・確保の観点、地域の拠点としての学校の役割といった2面性を持っている。

2) 今後の取組方針

中山間地域における少子化は更に進むことが予想されることから、そのような中で、子どもの教育環境の改善を最優先に考え、統廃合による規模の適正化、適正配置に係る検討を行います。

また、市街地における過大規模校対策として、今後も施設の増築、校区見直しなどの検討を行います。

なお、増築により生じた総延床面積の増加分は全体の中で総量縮減を図っていきます。

※²¹ 「学校教育法施行規則」において、学級数の標準は小中校ともに12学級から18学級、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」においては、適正な学校規模の条件の一つとして、学級数が概ね12学級から18学級までと規定している。

さらに、教育環境の充実及び施設の有効活用の観点から小中一貫教育の導入についても検討を行います。

図表 46 学校教育施設に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
○ 小中学校の規模の適正化に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育環境の改善を前提に、学校の適正な規模の観点から小中学校の規模の見直しを図る。 見直しに当たっては、旧市町の区割にとらわれず、適正な配置に係る検討を重ね、統廃合を進める。 	—	○
○ 小中一貫教育校の導入についての検討	○	○
○ 地域コミュニティにおける役割・機能としてのあり方に係る検討	○	○
○ 特認校制度実施校の役割、意義等に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育環境、地域コミュニティにおける役割の両面から特認校制度実施校の検証を行い、今後の対応方針を定める。 	—	○
○ 学校区再編後の取組に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの通学に対する影響を把握し、必要な支援について検討する。 廃校した施設について、地域コミュニティなどの活用策等を模索する。 	—	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「—」としている。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

1) 現状・課題

スポーツ施設として、体育館や陸上競技場など複数のスポーツ施設で構成される総合運動公園が各地区に整備されています。そのほか、プール、体育館、武道場等も保有しています。レクリエーション系施設として、温泉施設と公園等（テーマパーク、キャンプ場・宿泊施設等）を保有しています。

合併以前に旧市町によって整備された施設が多く、合併以降も、各種施設の利用者層や提供サービス、今後の運営方針に係る総合的な検討等を行わないまま多くの施設を維持してきています。

多くの施設において指定管理者制度を導入し、利用料金制の下で民間事業者による施設運営が行われているものの、いずれの施設においても市からの委託料が発生しており、施設から生じる収入のみに頼る運営は困難な状況にあります。

図表 47 スポーツ・レクリエーション系施設に係る現状・課題

スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 合併以前に、旧市町によって整備された施設が多く、総合的な検討がなされないまま、多くの施設を保有し続けている。
レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入し、利用料金制の下で運営が行われているが、いずれの施設においても市から委託料が発生しており、施設から生じる収入のみに頼る運営は困難である。

2) 今後の取組方針

各施設がターゲットとする利用者層、提供するサービス等を整理し、スポーツ・レクリエーション系施設の経営に係る方針を定めます。また、施設の民営化や運営等に係る民間活力導入に係る検討も併せて行います。

特にスポーツ施設については、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった本来的な役割に、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域コミュニティの活性化等社会的役割を付加しています。また、平成 32 年に開催される第 75 回国民体育大会鹿児島大会における本市の役割等を踏まえた検討が必要となってくることから、スポーツ施設を次の 3 つの階層に分類し、施設配置や運営の方針等について検討します。

- ①主に各種競技大会での使用を想定し、各種競技連盟が指定した認証基準を満たす施設、プロスポーツのキャンプや企業・社会人・大学のスポーツ合宿等に活用される施設
- ②主に市全域からの利用を想定し、市民の体力向上や健康の保持増進等を目的とする施設
- ③主に地区・地域住民の利用を想定し、地域コミュニティの活性化等を目的とする施設（集会施設の多目的スペース、学校体育館等）

①及び②に該当する施設については全市的な観点から、③に該当する施設については、既存施設の性能や老朽化の状況、利用状況等を勘案し、市民文化系施設の多目的室、学校体育館の活用等を視野に既存施設の見直しを行います。

図表 48 スポーツ・レクリエーション系施設に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
○ 市のスポーツ・レクリエーション系施設の経営に係る方針の整理 <ul style="list-style-type: none"> ターゲットとする客層、施設の役割について整理する。 使用料の改定等、受益者負担のあり方を整理・検討する。 	○	○
○ 経営方針に基づくスポーツ施設の再配置方針の検討 <ul style="list-style-type: none"> 地区別に保有する必要のない施設については、市全体としての戦略に基づき施設の再配置を推進する。 	○	○
○ 民営化、運営等に係る民間活力導入の検討	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「-」としている。

(5) 公営住宅

1) 現状・課題

公営住宅は本市の公共建築物の総延床面積の約3分の1を占めており、その多くが市街地に立地しています。また、公営住宅の約半数以上が築30年以上を経過しており、老朽化対策に係るコストが大きな財政負担となることが予測されます。

また、管理戸数が多いことから、日々の維持管理業務の効率化が求められています。

市街地の公営住宅の空室率は総じて低いのが実態ですが、昭和40年代から50年代に整備された低層の老朽化住宅等では空室も目立っています。また、市街地では転入人口の増加等を背景に近年も民間事業者による住宅整備が進められています。

中山間地域にある公営住宅においては、人口減少等を背景に空室率が高く、築年数が30年以上経過した施設も多くなっています。

このような背景のもと、霧島市公営住宅等長寿命化計画を策定し、用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われてきましたが、計画を進めるに当たり除却費の確保等が必要になります。

図表 49 公営住宅に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none">公営住宅の総延床面積が多い。築30年を経過する住宅が占める割合が高いことから、更新や大規模改修等への対応や維持管理業務の効率化が求められている。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none">老朽化が進み空室率が高い公営住宅が多い。

2) 今後の取組方針

市街地、中山間地域ともに地域の人口動態、施設の老朽化、空室率の状況等を勘案しつつ総量の縮減に向けた検討を行います。

特に市街地では、低層住宅の建替による資産の有効活用、売却等を検討します。また、中層住宅にあっても、公共関与による住宅供給の必要性が薄いと判断される場合は、売却を進めるなどあらゆる可能性を視野に施設再編のための具体的な検討を行います。その際、民間の資金・ノウハウを活用していくなど、幅広い手法の活用の可能性を検討します。

図表 50 公営住宅に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
<p>○ 総量の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> 霧島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止と位置付けられた住宅の除却を推進する。 地域特性（人口減少・少子高齢化の進行状況）、空室率、老朽化等を踏まえ、公営住宅の除却、売却等を推進する。 	○	○
<p>○ 資産の有効活用に係る検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間投資が見込める市街地中心部の施設については、民間活力建替導入による建替コストの抑制、家賃収入による収益拡大等、資産の有効活用について検討する。 	○	—

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「—」としている。

(6) その他施設

1) 現状・課題

(1)～(5)に含まれない施設として、供給処理施設（清掃センター、ごみ処理場、し尿処理場等）、保健福祉施設（保健福祉センター、老人憩いの家、障がい者施設等）、産業系施設（関平鉱泉販売所、農産物加工所、農産物直売所、家畜審査場、研修センター、集会施設等）、子育て支援施設（保育園、児童クラブ等）が挙げられます。そのほか、駐輪場や斎場、旧市町時代に廃校となった学校等（旧本戸小、旧福山小、旧佳例川小等）があります。

産業系施設は、地区によって農産物加工機能と集会系機能を保有する施設（共同利用施設、生活改善センター等）が地域ごとに設置されています。また、研修センターや集会施設の保有機能は、会議室、和室など市民文化系施設と類似しています。保健福祉施設、子育て支援施設等の施設においては、必ずしも一つの建物として存在する必要はない施設も多くみられます。

また、産業系施設等では利用者が限定されている施設もみられます。

図表 51 その他施設に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設では、農産物加工機能と集会系機能を保有する施設（共同利用施設、生活改善センター等）が地域ごとに設置されている等、市民文化系施設と重複する機能を保有する施設がみられる。 必ずしも1つの建物として保有する必要のない機能が多い。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設では、農産物加工機能と集会系機能を保有する施設（共同利用施設、生活改善センター等）が地域ごとに設置されている等、市民文化系施設と重複する機能を保有する施設がみられる。 必ずしも1つの建物として保有する必要のない機能が多い。

2) 今後の取組方針

行政系施設、市民文化系施設等の主要用途を中心とした施設再編を図るに当たり、周辺に立地するその他施設の保有機能の集約に係る検討を行います。庁舎等の空きスペースに保健福祉施設、産業系施設等が保有する機能を集約化したり、小中学校の空き教室に子育て支援機能を付与したりするなど、住民のニーズ等を踏まえ検討します。

図表 52 その他施設に係る今後の取組方針

今後の取組方針	市街地	中山間地域
○ 他施設への機能移転等の検討		
<ul style="list-style-type: none"> 主要用途（庁舎、学校等）の空きスペースに当該施設が保有する機能を移転するなど、機能移転等に係る可能性を検討する。 	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要性が高い場合は「○」、必要性が低い場合は「－」としている。

2-3 地区別の特性を踏まえた公共建築物管理の方向性

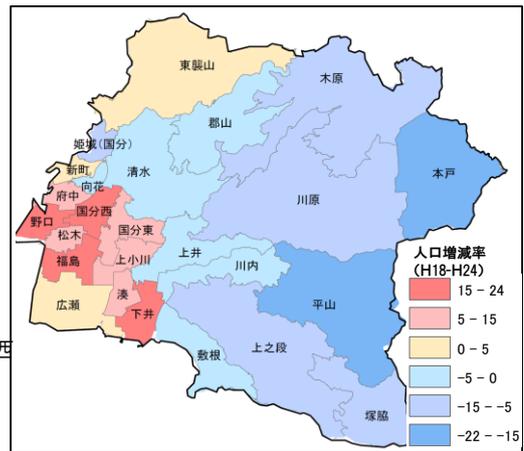
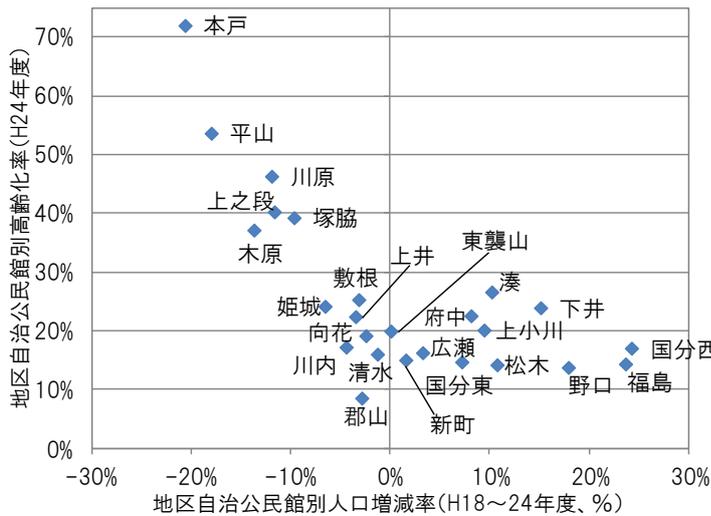
(1) 国分地区

1) 地区の概況

国分地区の人口は 55,419 人（平成 22 年国勢調査）であり今後も増加していくことが予測されています。また、先端技術産業関連をはじめとする多くの企業や、商業、医療等の都市機能が集積する市街地と、人口減少及び少子高齢化が進行する中山間地域の双方の特性を有することが特徴です。

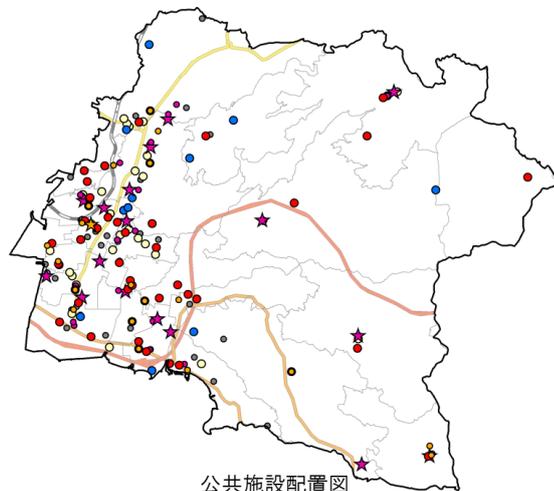
市街地は特に人口が集積しており多様な組織により地域活動が行われていますが、転入者や若い世代の自治会離れなど、地域コミュニティに対する意識・関心の低下等により参加者の固定化・高齢化が顕著となっています。一方、中山間地域では、地域人口の減少、少子高齢化によりコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、それぞれがコミュニティの維持・存続に対して課題を抱えています。

国分地区の公共建築物の総延床面積は、37.5 万㎡（市全体の保有量の 45.6%）で、そのうち、公営住宅が 14.0 万㎡、学校教育施設が 11.0 万㎡、市民文化系施設が約 1.7 万㎡となっています。

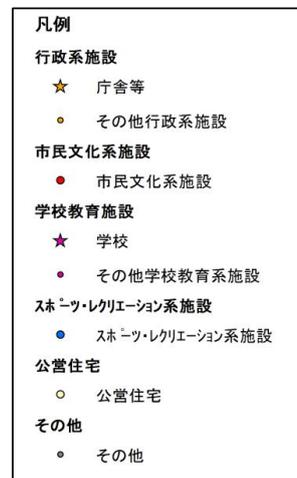


地区自治公民館別人口増減率(H18~24年度、%)

注)地区自治公民館の範囲は概ねの目安を示したものの



公共施設配置図



2) 公共建築物管理の方向性

国分地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 本庁舎周辺施設の総量縮減・集約化

国分庁舎周辺には、国分シビックセンター内の国分公民館、図書館、メディアセンターのほか、国分保健センター、国分総合福祉センター、公営住宅集会所等、多くの施設が立地しています。

市街地全体の市民文化系施設等においては、地区公民館、研修施設、多目的集会施設等、類似機能（会議室、和室、調理室等）を保有する施設が多く、中には類似機能を保有する複数の施設が徒歩圏内に立地している例もみられることから、施設の利用状況や性能、立地等を踏まえこれらの施設の総量縮減・集約化を図るとともに、民間活力の導入を検討し進めていきます。

集約化に当たっては、行政系施設、学校教育施設等を複合化・多機能化することで施設の一部を住民に開放することを検討するなど、これまで築かれてきた地域のコミュニティを維持・存続していくことに努めます。

また、隣接する隼人地区の市街地に立地する施設との関係性や役割分担についても併せて検討していきます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

国分地区には小学校が12校（うち、特認校制度実施校4校）、中学校が4校（うち、特認校制度実施校1校）立地しています。児童生徒数が減少する中山間地域の小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、8施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、見直しを進めます。近年も民間事業者による共同住宅建設等が進められている市街地中心部に立地する住宅については、特に、公共関与の必要性についての検討、民間活力導入による建替実施など、資産の有効活用等に係る検討を行います。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

国分地区の市街地には、中核的な機能を備えた施設が集積しています。今後も、これらの機能を活かした取組や隼人地区をはじめとする他地区との連携・機能分担を推進していきます。

また、隼人地区とともに市の中心としての役割を果たすことが期待されることから、隼人地区に立地する各種機能との関係性・機能分担を考慮しつつ検討を行います。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

(2) 溝辺地区

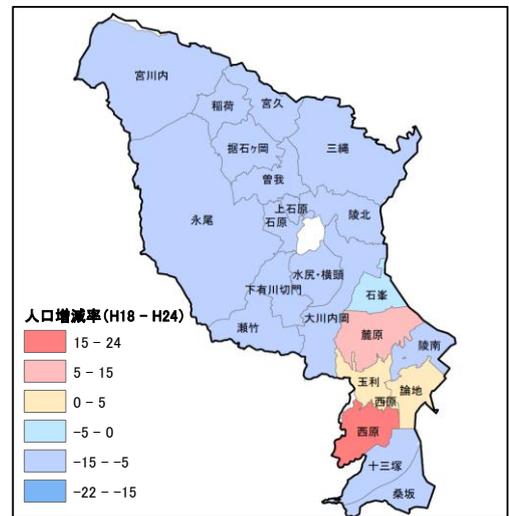
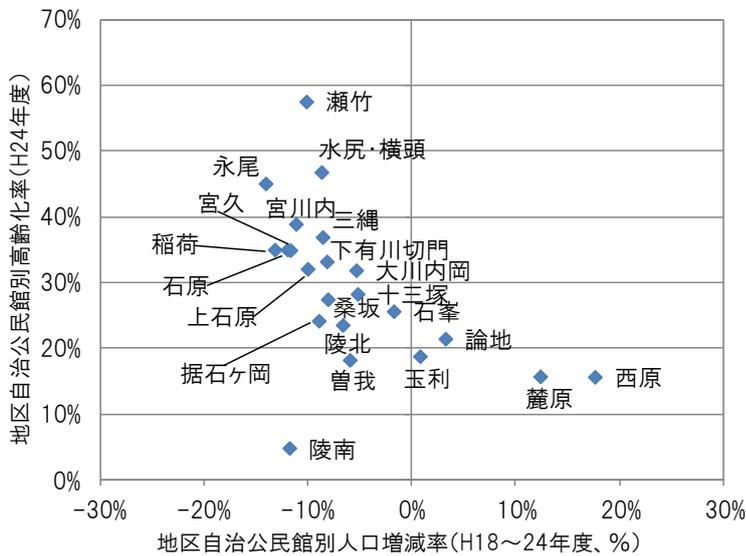
1) 地区の概況

溝辺地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は8,442人（平成22年国勢調査）であり、平成22年以降減少に転じ、平成47年には8千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、南部の一部を除く地域では人口減少の傾向がみられます。

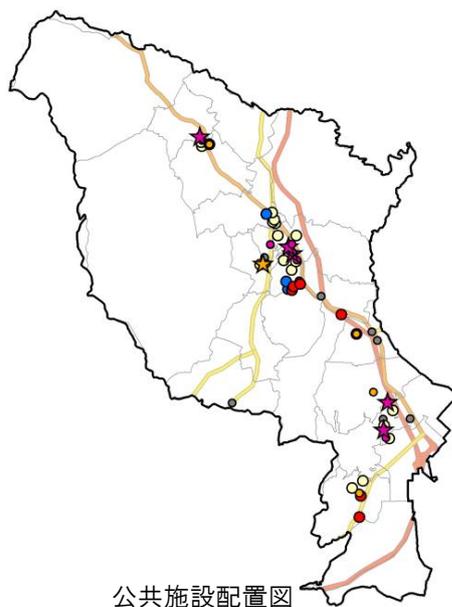
人口減少が進行する地域ではコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、人口が増加する地域では、転入者の地域コミュニティへの参加等が課題となっています。

溝辺地区の公共建築物の総延床面積は、7.4万㎡（市全体保有量の9.1%）で、そのうち、公営住宅が2.5万㎡、学校教育施設が2.1万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.0万㎡となっています。

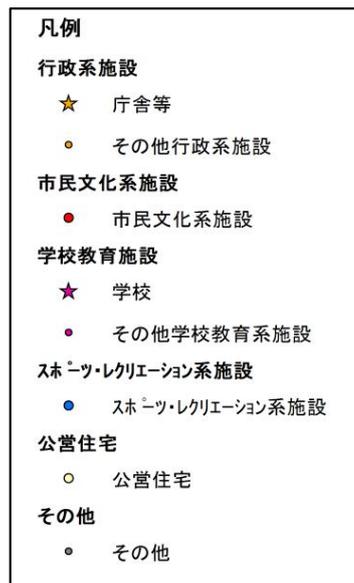


地区自治公民館別人口増減率(H18~24年度、%)

注)地区自治公民館の範囲は概ねの目安を示したものと



公共施設配置図



2) 公共建築物管理の方向性

溝辺地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

溝辺総合支所（本館及び別館）、保健福祉センターについて、空きスペースの活用を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化（一部建物の除却を含む）を推進していきます。

総合支所周辺には、溝辺コミュニティセンター、溝辺青少年の家、溝辺公民館（みそめ館）等の市民文化系施設や溝辺営農研修センターが立地していることから、保有機能や利用状況、施設性能等を踏まえ、施設の除却や多機能化・複合化を検討します。

既存施設の配置、商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されることから、地区の拠点としての機能・役割について、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

溝辺地区には小学校が3校、中学校が2校立地しています。児童生徒数が減少する小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた4施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

鹿児島空港周辺では、区画整理事業を実施するなどの効果により近年も人口が増加し、周辺では児童生徒数も増加しています。また、鹿児島空港や九州自動車道を拠点とした市内外への交通網により、広域的な交通の拠点となっていることも特徴であり、当該エリアの交通結節点としての機能や人口集積を活かすとともに、地区内外の拠点との連携を強化していきます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

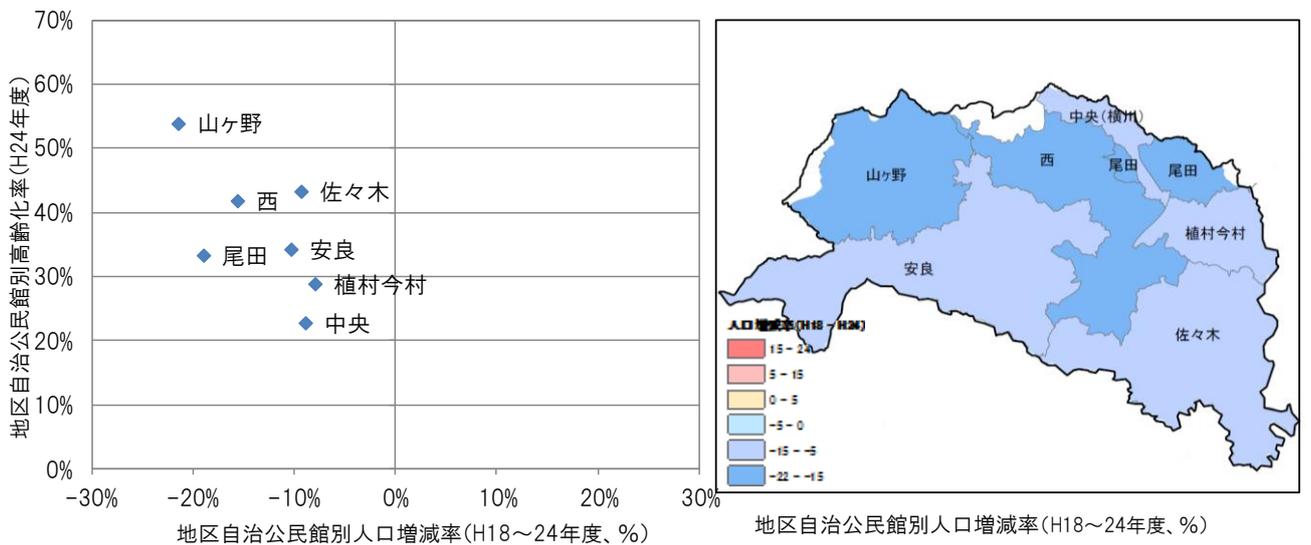
(3) 横川地区

1) 地区の概況

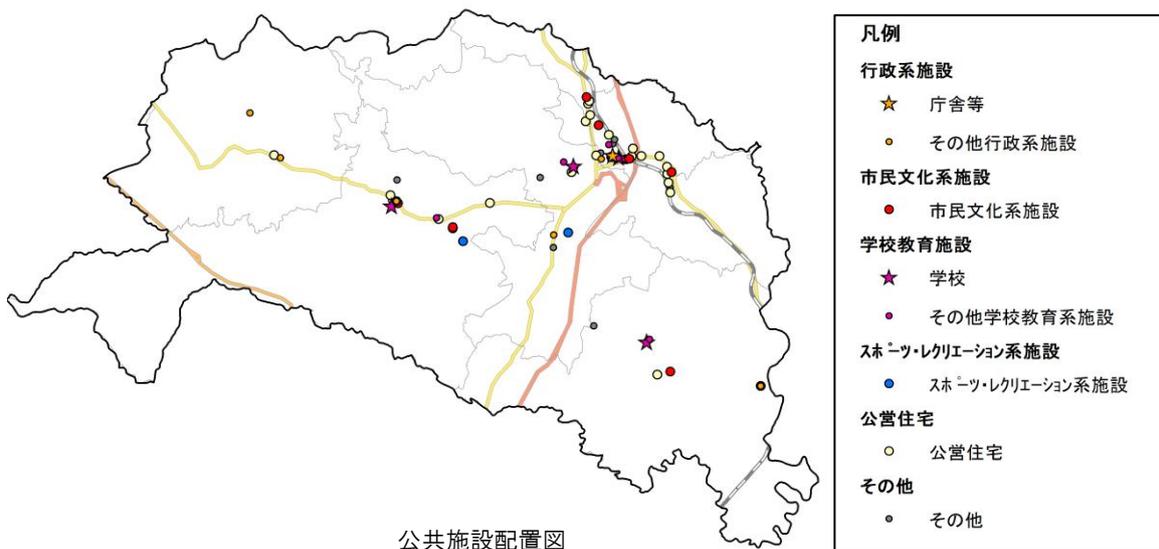
横川地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は4,767人（平成22年国勢調査）であり平成17年以降減少に転じ、平成47年には4千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、大隅横川駅及び横川総合支所周辺に人口が集積していますが、近年はすべての地域において減少しており、高齢化率も5つの地域で30%を超えています。これらの人口減少、少子高齢化が進行する地域ではコミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

横川地区の公共建築物の総延床面積は、6.1万㎡（市全体保有量の7.4%）で、そのうち、公営住宅が2.3万㎡、学校教育施設が1.4万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約0.9万㎡となっています。産業系施設（「その他施設」に分類）の比率が他地区に比べ多いことが特徴です。



注)地区自治公民館の範囲は概ねの目安を示したもの



2) 公共建築物管理の方向性

横川地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

横川総合支所周辺には横川保健センター、横川公民館、横川健康温泉センター、横川放課後児童クラブ、横川小学校、横川中学校など多くの施設が立地しています。これらの施設が保有する機能に着目し、その利用状況や施設性能等を踏まえ、施設の総量縮減・集約化に係る検討を行います。

人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、大隅横川駅を含めた総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。地区の拠点としての機能・役割について、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

横川地区には小学校が3校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が1校立地しています。すべての小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適正な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた5施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

かつて二大金山と称された山ヶ野金山を核として形成された山ヶ野地区、100年以上の歴史を持つ大隅横川駅の駅舎などの歴史遺産を生かしていくことに留意し、公共建築物管理に係る取組を推進します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

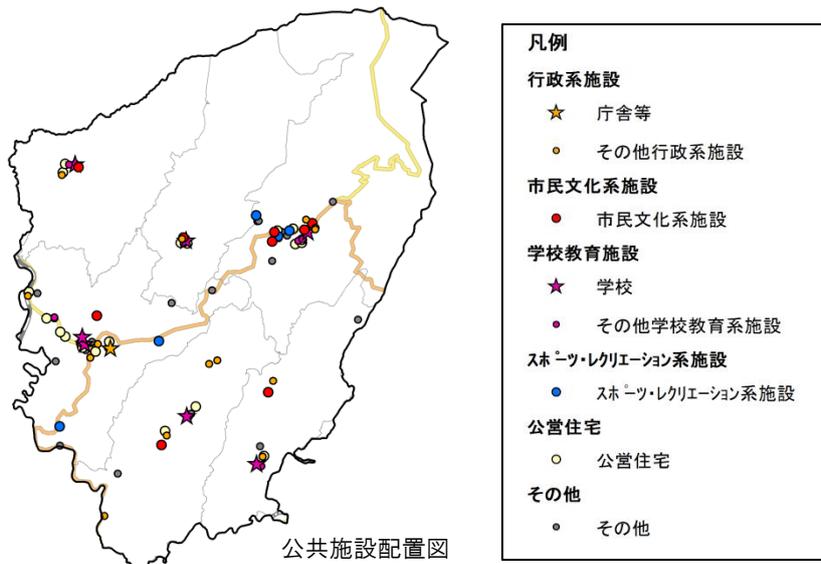
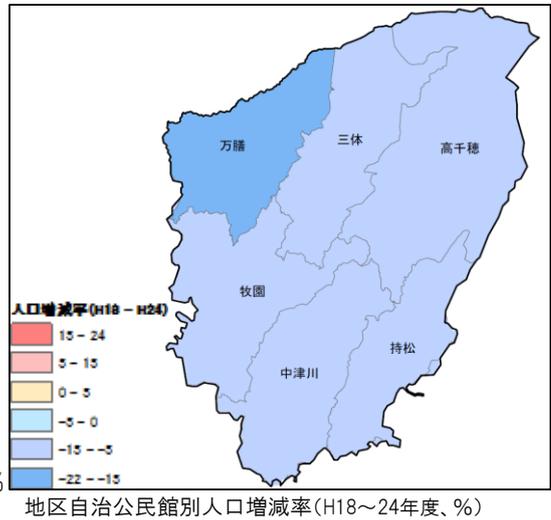
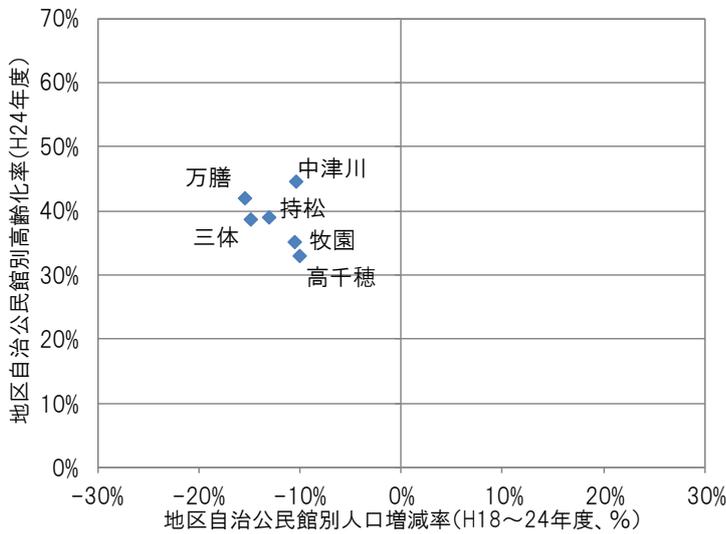
(4) 牧園地区

1) 地区の概況

牧園地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は8,099人（平成22年国勢調査）であり昭和55年以降減少が継続しており、平成47年には6千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、地区内で人口集積がみられるのは牧園地域、高千穂地域ですが、両地域を含めすべての地域で人口が減少し高齢化率も30%を超えており、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

牧園地区の公共建築物の総延床面積は、7.7万㎡（市全体保有量の9.3%）で、そのうち、公営住宅が1.8万㎡、学校教育施設が2.3万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.5万㎡、市民文化系施設が0.2万㎡となっており、他地区に比べ学校教育施設、スポーツ・レクリエーション系施設の比率が多いことが特徴です。



2) 公共建築物管理の方向性

牧園地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

牧園総合支所の空きスペースの活用方針を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化（一部建物の除却を含む）を推進していきます。また、現在の総合支所は高台に立地するなど、市民の利便性の観点から見ると立地条件に課題を抱えています。このようなことから、機能集約の方向性と市民の利便性等の観点から総合支所の移転の可能性も含め総合的な検討を行います。

総合支所周辺エリアは、人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等を踏まえると地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されることから、将来を見据えた地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

牧園地区には小学校が6校（うち、特認校制度実施校2校）、中学校が1校立地しています。多くの小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた9施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

牧園地区の地理的条件や人口の分布状況を踏まえると、高千穂小学校周辺のエリアも拠点としていくことが考えられます。地区の拠点が、地区の中で果たすべき役割等を検討していきます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

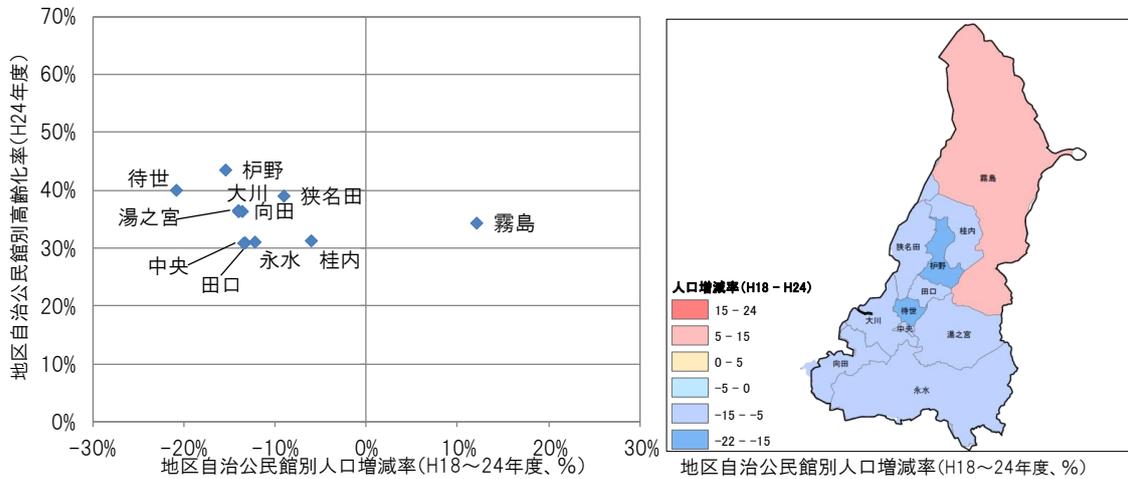
(5) 霧島地区

1) 地区の概況

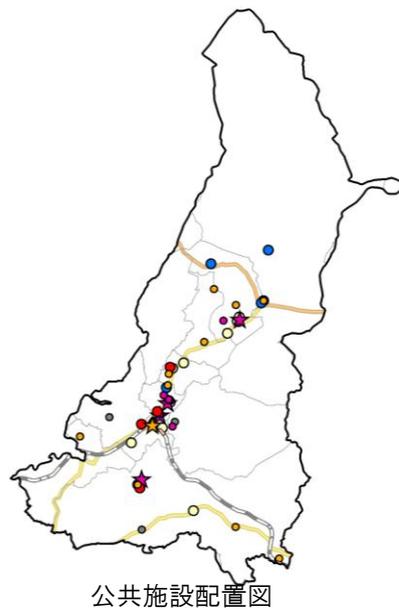
霧島地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は5,245人（平成22年国勢調査）で平成12年以降減少が継続しており、平成47年には4千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると霧島地域を除くすべての地域で減少傾向であり、かつすべての地域で高齢化率が30%以上となっており、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

霧島地区の公共建築物の総延床面積は、4.0万㎡（市全体保有量の4.9%）です。そのうち、公営住宅が0.8万㎡、学校教育施設が1.5万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約0.6万㎡、市民文化系施設が0.3万㎡となっています。



注)地区自治公民館の範囲は概ねの目安を示したものの



- 凡例**
- 行政系施設**
 - ★ 庁舎等
 - その他行政系施設
 - 市民文化系施設**
 - 市民文化系施設
 - 学校教育施設**
 - ★ 学校
 - その他学校教育系施設
 - スポーツ・レクリエーション系施設**
 - スポーツ・レクリエーション系施設
 - 公営住宅**
 - 公営住宅
 - その他**
 - その他

2) 公共建築物管理の方向性

霧島地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

霧島総合支所の空きスペースの活用方針を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化を推進します。

施設再編に当たっては、周辺施設が保有する機能に着目し、その利用状況や施設性能等を踏まえ、機能移転の方向性を検討します。人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、霧島神宮駅を含めた総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。地区の拠点としての機能・役割を検討し、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

霧島地区には小学校が3校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が1校立地しています。多くの小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島地区においては、霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた4施設のうち3施設については、既に除却を実施してきたところです。残り1施設については、速やかに除却を実施します。今後は、その他の住宅について、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

当地区は庁舎周辺に拠点地域としての機能が概ね集約されていることから、民間事業者を含めた連携を図ることで住民の利便性をさらに高めるなど、機能の維持・充実を目指します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

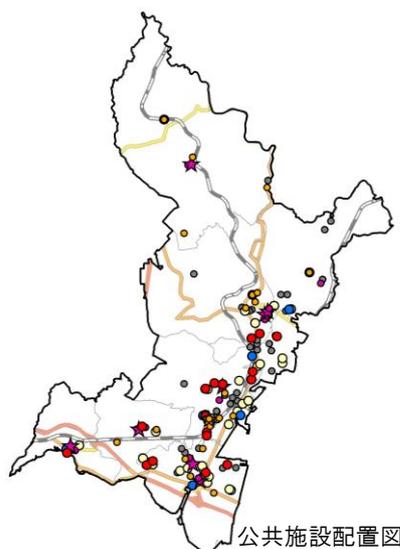
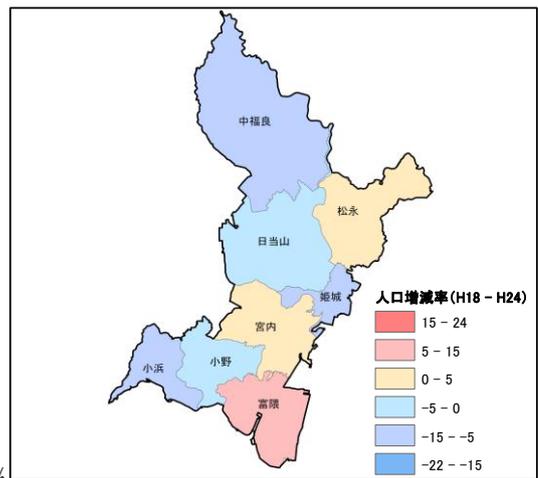
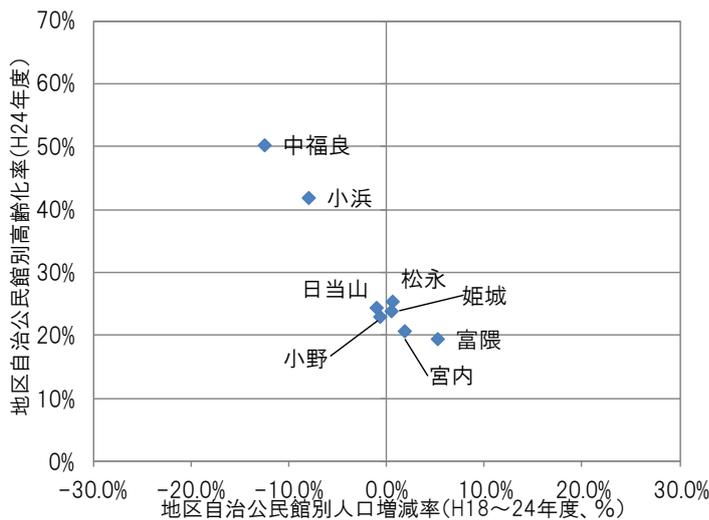
(6) 隼人地区

1) 地区の概況

隼人地区の人口は37,219人（平成22年国勢調査）であり、平成22年にかけて増加傾向にありましたが、今後は減少に転じることが予測されています。国分地区と同様に多くの企業が立地するほか、商業、医療等の都市機能が集積する市街地と、人口減少及び少子高齢化が進行する中山間地域の双方の特性を有することが特徴です。

市街地は特に人口が集積しており多様な組織により地域活動が行われていますが、転入者や若い世代の自治会離れなど、地域コミュニティに対する意識・関心の低下等により参加者の固定化・高齢化が顕著となっています。また、中山間地域では、地域人口の減少、少子高齢化によりコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、それぞれがコミュニティの維持・存続に対して課題を抱えています。

隼人地区の公共建築物の総延床面積は13.5万㎡（市保有量の約16.4%）であり、公営住宅が5.4万㎡、学校教育施設が4.4万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が0.8万㎡、市民文化系施設が約0.7万㎡となっています。



凡例	
行政系施設	
★	庁舎等
●	その他行政系施設
市民文化系施設	
●	市民文化系施設
学校教育施設	
★	学校
●	その他学校教育系施設
スポーツ・レクリエーション系施設	
●	スポーツ・レクリエーション系施設
公営住宅	
○	公営住宅
その他	
●	その他

2) 公共建築物管理の方向性

隼人地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 市街地の集会系機能等の総量縮減・集約化

隼人庁舎周辺に隼人公民館、隼人図書館、すこやか保健センター、隼人農村環境改善センター等、主要な施設が立地しています。

市街地全体においては地区公民館、共同利用施設、農村環境改善センター等、会議室、和室、調理室などの類似機能を保有する施設が多くみられ、中には類似機能を保有する複数の施設が徒歩圏内に立地している例もみられることから、施設の利用状況や性能、立地等を踏まえた施設の総量縮減・集約化を推進します。また、隣接する国分地区の市街地に立地する施設との関係性・機能分担についても併せて検討していきます。

集約化に当たっては、行政系施設、学校教育施設等を複合化・多機能化することで施設の一部を住民に開放することを検討するなど、これまで築かれてきた地域のコミュニティを維持・存続していくことに努めます。

② 学校教育施設の規模に関する検討

隼人地区には小学校が6校（うち、特認校制度実施校2校）、中学校が2校立地しています。児童生徒数が減少する小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた9施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、施設の除却、売却、建替等に係る検討を行い、これを推進します。

また、近年も民間事業者による共同住宅建設等が進められている市街地中心部に立地する住宅については、公共関与の必要性についての検討、民間活力導入による建替等、資産の有効活用等に係る検討を行います。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

隼人地区の市街地は、国分地区の市街地とともに市の中心としての役割を果たしています。今後もこれらの機能を生かした取組や国分地区をはじめとする他地区との連携・機能分担を推進していきます。

また、日当山駅、隼人駅は、JR 肥薩線を利用することで、大隅横川駅（横川地区）、霧島温泉駅（牧園地区）から乗り換えることなくアクセスすることができます。この特性を活かし、中山間地域と市街地とを結ぶ拠点としての役割を果たしていくことに留意し検討を行います。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

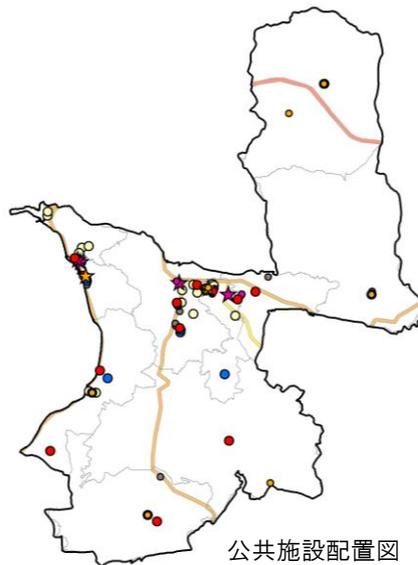
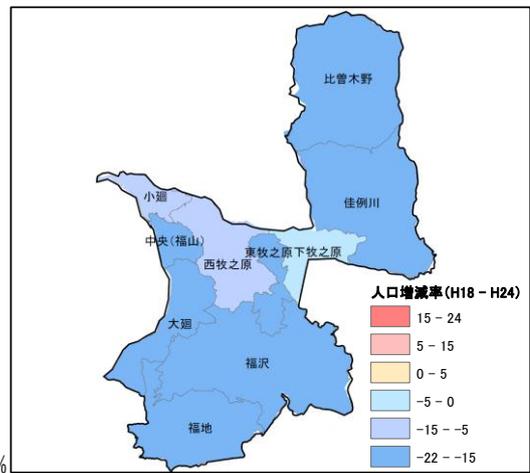
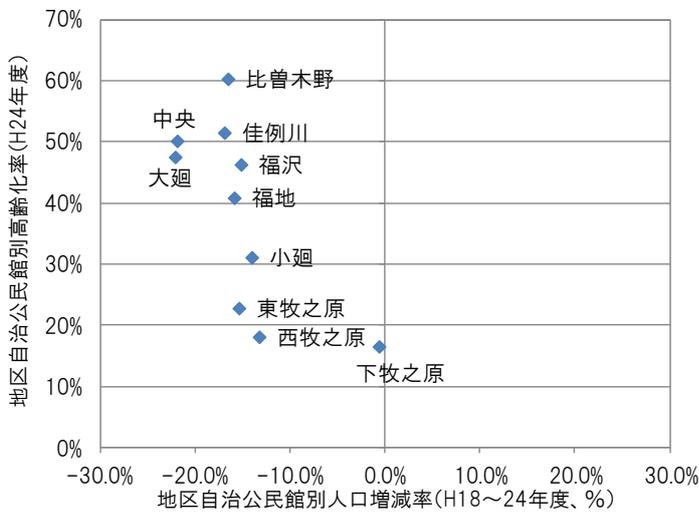
(7) 福山地区

1) 地区の概況

福山地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は6,248人（平成22年国勢調査）であり昭和60年以降減少しており、平成47年には5千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、東牧之原、西牧之原、下牧之原の3地域に集積がみられますが、すべての地域で人口減少、高齢化が進行しています。特に、前掲の3地域を除く地域ではその傾向が強く、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

福山地区の公共建築物の総延床面積は、6.0万㎡（市全体保有量の7.3%）です。そのうち、公営住宅が1.5万㎡、学校教育施設が1.5万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.0万㎡、市民文化系施設が0.5万㎡となっており、他地区に比べスポーツ・レクリエーション系施設の比率が多いことが特徴です。



凡例

行政系施設	
★	庁舎等
●	その他行政系施設
市民文化系施設	
●	市民文化系施設
学校教育施設	
★	学校
●	その他学校教育系施設
スポーツ・レクリエーション系施設	
●	スポーツ・レクリエーション系施設
公営住宅	
○	公営住宅
その他	
●	その他

2) 公共建築物管理の方向性

福山地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

① 総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

福山総合支所周辺には、福山公民館、福山農村青年の館、東・西牧之原地区公民館、福山農村婦人の家、牧之原小学校等、多くの施設が立地しており、類似機能（会議室、和室、調理室等）を保有する施設もみられることから、利用状況や施設性能等を踏まえ、施設の総量縮減・集約化を推進します。

福山総合支所周辺エリアは、人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等を踏まえると、地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。そのため、当該エリアが果たすべき役割を明確にし、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進します。

② 学校教育施設の規模に関する検討

福山地区には小学校が2校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が2校（うち、特認校制度実施校1校）立地しています。すべての小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を行います。

③ 公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止を含めて公営住宅に係る検討が行われ、用途廃止と位置付けられた3施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④ その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

福山市民サービスセンターは、かつて福山総合支所として活用された施設を引き続き活用しており、急傾斜地に立地するなど立地条件にも課題を抱えています。また、施設の大部分が空きスペースとなっていること等を踏まえ、施設の存続、移転、廃止等あらゆる可能性を視野に見直しの方向性を検討します。検討に際しては、福山市民サービスセンターが立地する中央地域及び隣接する小廻・大廻地域を取り巻く環境（道路交通網や地理的条件）を踏まえ、地区の境界にとらわれず、地域住民の利便性等を十分踏まえた方向性となるよう留意します。

また、旧田中家別邸や福山のイチョウなどの歴史遺産を生かしていくことに留意し、公共建築物管理に係る取組を推進します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

3. 道路・橋梁等編

3-1 道路・橋梁等管理に係る全体像

(1) 今後推進する取組

時代の変化に応じた道路・橋梁等の整備や維持管理を行い、将来に向けて健全な財政運営を堅持していくため、本市においては、基本方針を踏まえ以下の4つの取組を推進していきます。

図表 53 今後推進する取組

今後推進する取組	概要
長寿命化等の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 適切な点検・診断等による健全なインフラの維持○ 財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方導入によるライフサイクルコストの縮減・平準化
市民との協働・民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none">○ 市民との協働によるインフラの安全性の確保及び快適な環境の創出○ 民間のノウハウ等の活用
維持管理手法の見直し	<ul style="list-style-type: none">○ 維持管理に係る情報の蓄積・共有化・見える化○ 新技術導入等による維持管理業務の効率化○ 使用料金の適正化による財源確保
適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none">○ 将来の地域づくりの方向性を踏まえた管理のあり方に係る検討○ 代替施設等によるサービス提供に係る検討

具体的には、土木インフラの点検・診断等を適切に行うことで、その健全性を維持していくとともに、財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方を導入することによりライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることで、財政運営の健全性を維持していきます。

また、市民や民間事業者との協働を推進し、多様な主体が一体となって土木インフラを管理していくとともに、情報の適切な管理・活用、新技術の導入等、維持管理手法の見直しに係る検討を行うことで、維持管理業務の効率化を図るほか、使用料金の適正化に係る検討を行います。

さらに、それぞれの土木インフラの利用状況や劣化状況、地域の人口動態や将来の地域づくりの方向性等を踏まえ、適切な管理水準や代替施設の活用に関する検討等、サービス提供のあり方について検討を行います。

(2) 取組に当たり留意すべきこと

今後、本市の人口は減少に転じることが予測されているため、ニーズが減少すると同時に、土木インフラを支える1人当たりの負担が大きくなることが想定され、こうした環境の変化を踏まえた管理運営のあり方を検討していく必要があります。公共建築物については、公共建築物編において、地区ごとに必要な機能を、地区の拠点となるエリアに集約化することで、施設の総延

床面積を縮減しながら、最低限必要な機能は維持していく方針を示しています。(1)で示した取組の実施に当たっては、後で述べる方向性を踏まえた検討を行います。

また、一部の土木インフラについては、地区・地域によって整備状況が異なり、今後も必要な整備を計画的に推進していきますが、人口動態の推移、ニーズの変化、維持管理や更新に係るコスト負担の増大等を見据え、必要に応じて整備計画の見直しを行います。

個々の土木インフラの維持管理等は、それぞれの所管課が、健全性の維持やライフサイクルコストの縮減等を目的として策定された長寿命化計画等に基づき推進していきますが、直面する課題等はそれぞれ共通する側面もあることから、本市の公共施設マネジメントの企画・調整を担当する事務局及び所管課等を中心にして、庁内横断的にその対応方策を検討していきます。なお、手法においては効率性を念頭に検討を行います。

土木インフラの管理を効率的かつ適切に行うため、現状や課題、今後必要とされる取組等をわかりやすく伝え、更なる市民の理解や信頼の構築を図り、市民や地域、企業等との連携を強化していきます。

3-2 用途別の道路・橋梁等管理の方向性

(1) 道路・橋梁

1) 現状・課題等

本市における市道の総延長は約 1,606 km、橋梁の総数は 651 橋（総延長約 9 km）です※²²。

老朽化に伴う補修や更新への対応が課題となることに加え、近年、維持管理に係る予算確保の問題や維持管理に携わる職員数の減少等を背景に、維持管理業務を効率的かつ効果的に行っていくことが求められています。

そのような問題意識のもと、平成 24 年度からは霧島市道路アダプト制度を導入し、自治会や市民団体の協力により、道路の環境美化活動や破損箇所等の状況確認等が行われているところですが、地域の担い手の高齢化、新規参加団体の減少等、取組の継続に係る課題もみられます。

2) 今後の取組方針

① 長寿命化等の推進

道路舗装については、補修間隔の見直しや小規模修繕による延命化の推進、さらには新技術の積極的活用や耐久性の高い工法を採用するなど、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。

橋梁については、霧島市橋梁長寿命化修繕計画を踏まえ、また、市の財政運営の方向性を踏まえつつ、適切なマネジメントサイクルのあり方について検討し、適切に推進することでライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。

② 市民との協働・民間活力の活用

霧島市道路アダプト制度の普及・促進を行うとともに、継続的かつ効果的な運用方法を検討するなど、市民との協働により安全かつ快適な道路環境を維持していく取組を推進します。

また、道路の点検作業、簡易な舗装工事や修繕工事などを包括的に民間事業者へ委託する取組等、民間活力の活用について検討を行います。

さらに、スポンサー制度、ネーミングライツの導入など、財源の確保に係る取組についての検討を行います。

③ 維持管理手法の見直し

維持管理状況・課題などを把握（自己診断）し、道路・橋梁の健全な状態の維持に必要な取組を推進するため、道路・橋梁に係る情報（施設の状況、点検履歴等）を電子化し、その情報を維持管理や整備・更新に活用するなど、情報の電子化や適切な管理・活用を推進します。

また、維持管理や補修・更新に当たっては、国等による研究開発の動向を踏まえ、新技術の導入に係る検討を行います。

※²² 特に記載が無い場合、保有量は平成 26 年 3 月末時点。

④ 適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討

利用状況や道路の状態、地域の人口動態、将来のまちづくりの方向性を踏まえ、路線ごとに舗装の補修時期を調整するなど、道路・橋梁の適切な管理水準のあり方について検討します。

なお、公共建築物編における考え方を踏まえ、将来の地域づくりの観点から検討を行います。

(2) 水道施設

1) 現状・課題等

本市の水道施設^{※23}は湧水又は地下水を水源としており、水源池が 57 箇所、これらを貯水する配水池が 99 箇所、管路の総延長は 1,366 km です^{※24}。

また、施設の管理については、市が直接行っています。

今後、管路の老朽化による劣化等への対応が求められることが想定され、効率的な維持管理が課題です。また、維持管理に係るコストは年々増加する一方で、人口減少・少子高齢化の進行により、施設更新の財源となる料金収入も減少することが予測されます。このような厳しい経営環境においても継続的にサービスを提供するため、長期的な視点により水道施設を効率的かつ効果的に管理運営していくことが課題です。

2) 今後の取組方針

① 長寿命化等の推進

現在、水道施設長寿命化計画（仮称）の策定のため、予防保全の考え方に基づく管路の敷設替えや施設改修に係る計画の検討を行っています。今後は、当該計画に沿って計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。

② 市民との協働・民間活力の活用

水道施設の維持管理業務については、部分的に民間事業者へ委託し行っているところですが、今後は、更なる効率的かつ効果的な運営のため、民間包括委託やコンセッション方式の導入によるサービス水準等への影響や効果を検証するなど、民間活力の活用に係る検討を行います。

③ 維持管理手法の見直し

現在、点検作業員から報告された点検履歴情報等を、関係者が共有し維持管理業務に活用するシステムの導入に係る準備を進めています。今後、当該システムを活用し、安定したサービスの提供や維持管理業の効率化を図っていくとともに、国等の研究開発の動向を踏まえ、新技術の導入に係る検討を行います。

また、本市の中長期的な水道事業の事業性等を勘案し、受益者負担のあり方を検討するとともに、使用料金の適正化等による財源確保に係る検討を行います。

④ 適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討

水源池の統合等、代替施設によるサービス提供の可能性について、公共建築物編における考え方や地区別の公共建築物管理の方向性等を踏まえ、将来の地域づくりの観点から検討を行います。

※²³ 簡易水道を含む。

※²⁴ 特に記載が無い場合、保有量は平成 26 年 3 月末時点。

(3) 下水道施設

1) 現状・課題等

本市の下水道施設は、処理場及びポンプ場がそれぞれ2施設、管渠が215kmです^{※25}。

本市の下水道施設は平成2年から整備に着手し、平成8年から供用が開始され、平成25年度末時点の普及率は28.9%であり、現在も計画的に整備を進めています。

また、施設の管理については、市が直接行っています。

なお、今後も施設整備を進めていくため、効率的な維持管理を推進していくことが課題です。

また、処理場においては、ポンプ施設や脱水設備等の経年的な老朽化等が進んでおり、これまでに長寿命化計画を策定しその対策に取り組んでいます。一方、管渠については、現時点では法定耐用年数に達する施設はみられないものの、当面は部分的な劣化への対応を行うとともに、今後進行することが想定される老朽化への対応として、的確な現状把握と計画的な補修等を推進していくことが課題となっています。

さらに、今後、地方公営企業法の適用（公営企業化）となることから、経営環境の変化を踏まえた事業運営やライフサイクルコストの縮減、維持管理業務の効率化等により、採算性の向上を図っていくことが課題です。

2) 今後の取組方針

① 長寿命化等の推進

処理場については各施設長寿命化計画を基本とし、本市の財政運営の方向性を勘案しながら、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組を推進していきます。また、ポンプ場や管渠については、今後、長寿命化計画策定に向けた検討を行い、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図っていくこと目指します。

② 市民との協働・民間活力の活用

現在、事業の運営や維持管理業務について、部分的に民間事業者へ委託し行っているところですが、今後は、更なる効率的かつ効果的な運営のため、民間包括委託やコンセッション方式の導入によるサービス水準等への影響や効果を検証するなど、民間活力の活用に係る検討を進めます。

③ 維持管理手法の見直し

施設や点検・補修履歴等の情報を電子化し、その情報をもとに課題を把握（自己診断）し、整備・更新や維持管理に係る計画等に反映させるなど、情報の適切な管理・活用を推進します。

また、国等による研究開発の動向を踏まえ、新技術の導入に係る検討を行います。

中長期的な事業性、受益者負担のあり方等を踏まえ、使用料金の適正化等による財源確保に係る検討を行います。

※²⁵ 特に記載が無い場合、保有量は平成26年3月末時点。

④ 適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討

現在、下水道施設整備は、社会資本総合整備計画に基づき事業計画区域を対象とした整備が計画的に進められているところですが、本市の人口動態、公共建築物編が示す方向性等を踏まえ、計画対象区域の見直しを行うなど、将来の地域づくりの観点から検討を行います。

また、耐震管への敷設替え等についても、同様の視点から対象地域の優先順位を検討します。

用語集

用語集

あ	アダプト制度	自治会やボランティア団体、民間企業などが、市の管理する道路や公園等の管理・清掃活動等を行い、行政がこれを支援する制度。
	インフラ	インフラストラクチャー(infra-structure)の略。都市における生活や経済活動を支える基盤の総称であり、公営住宅や学校などの公共建物のほか、道路・橋梁などの交通施設や公園、水道施設、下水道施設などの施設の総称。
	NPO	Non Profit Organization 又は Not for Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
	オーナー制度	公共施設等の一部に対して市民や企業等から寄付や出資を募り、維持・運営・管理費等に充てることで持続的な管理・持続的な管理・運営を行っていく手法。
か	義務的経費	人件費、扶助費、公債費を合わせた費用。
	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
	コミュニティ	一定の地域内に居住する人々の集団、地域社会等を示しており、本計画においては、自治会や地区自治公民館区などを含めた幅広い地域社会のこと。
	コンセッション方式	施設の所有権を移転せず、民間事業者に事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。
さ	指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営を、株式会社や NPO といった民間事業者にも代行できるようにした制度。
た	大規模改修	経年劣化による修繕に併せ、建築当初の機能・性能を向上させる工事。
	多機能化	一つの建物の中に複数の異なる機能などを持たせること。
	地方交付税（普通交付税）	普通交付税及び特別交付税の2種類がある。 ここでは、全ての自治体が一定水準の行政サービスを行うため、基準財政需要額と基準財政収入額の差額(財源不足額)を基本として交付される普通交付税のことを指す。
	長寿命化	適正な維持保全により、建物の性能、機能を確保し、建物寿命を永らえさせること。
	適正規模(小中学校の学級数の適正規模)	「学校教育法施行規則」において、学級数の標準は小・中校ともに 12 学級から 18 学級、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令においては、適正な学校規模の条件の一つとして、学級数が概ね 12 学級から 18 学級までと規定している。
	投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
	トータルコスト	行政サービスを提供するために、施設の維持や管理等にかかる費用(人件費、事業費、光熱水費、修繕費等)の総計。

な	ネーミングライツ	市と民間企業等との契約により、市の公共施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与する代わりに、企業等の側から対価等を得るもの。施設の改修費等に充てることで持続的な管理・運営等を行っていく手法。
は	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に行う手法。
	PPP	Public-Private Partnership の略。官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
	複合化	複数の異なる目的の施設を一つの建物に集めること。
	複合施設	一つの建物の中に複数の異なる機能などを持つ施設のこと。
	扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、市の施策として行うものも含まれる。
	包括委託	施設の維持管理や運営業務を複数施設あるいは複数業務を一括して民間事業者へ委託する方式。
ま	メッシュ	地図を緯度経度に基づき、碁盤の目のように縦横に線をいれて地域を網の目(メッシュ)に分けたもの
や	予防保全	建築物等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法。
ら	ライフサイクルコスト	建物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び廃棄処分段階における関連費用の総計。
	リノベーション	既存施設を大規模に改修し、用途変更や機能拡張等の高度化を図り施設に対して新しい価値を加えること。

卷末資料

1. 霧島市公共施設管理計画策定体制及び策定経過

1-1 策定体制

○外部委員会

・霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設マネジメント計画の策定に関し必要な事項を審議するため、霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議・検討する。

- (1) 公共施設マネジメント計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から公共施設マネジメント計画策定業務完了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日以降、最初に開催する委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

委員名簿

	区 分	氏 名	適 用
1	学識経験者	南 学	委員会会長
2		津曲 貞利	
3		山口 剛	委員会副会長
4	各種団体代表	塚原 清太	
5		辻 由紀子	
6		新田 弘子	
7		柳 貞光	
8		木場 典子	
9		西山 忠行	
10		堂森 政治	
11		小坂 秀成	
12		黒丸 初江	
13		武藤 ハツ子	
14	住民代表	吉満 伸一	
15		西川 彰	

○庁内委員会

・霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 霧島市公共施設マネジメント計画の策定に関し必要な事項を審議するため、霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 霧島市公共施設マネジメント計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、他の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、公共施設マネジメント計画策定タスク・フォースにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年 3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

教育長
総務部長
企画部長
生活環境部長
保健福祉部長
農林水産部長
商工観光部長
建設部長
消防局長
教育部長

1-2 策定経過

時 期	概 要
平成 24 年 11 月 15 日	<p>第 1 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会 (庁内委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在までの状況と今後のスケジュール ○計画策定に係る業者(コンサル)の審査方法について <p>■計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①霧島市公共施設マネジメント計画は、個別に策定している長寿命化計画の上位計画に位置付けます。 ②施設の廃止や統廃合などによる総量抑制を方向性とする基本的な方針を定め、それを基に霧島市公共施設マネジメント計画を策定します。 ③策定した計画は、対象施設の一元的なマネジメントを行うため、管理システムを導入して毎年ローリングを行います。 ④対象施設は、道路橋梁及び上下水道などのインフラ施設を除いた延床面積 100 ㎡以上の公共施設とします。ただし、延床面積 100 ㎡未満の消防施設、集会施設及び延床面積 50 ㎡以上の公営住宅等は調査対象に含めます。また、個別の長寿命化計画を策定している施設も対象とします。
11 月 26 日	<p>第 2 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本審査(プレゼンテーション)
平成 25 年 6 月 13 日 ～ 6 月 27 日	<p>市民意識調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査対象者:20 歳以上の市民 2,100 人(無作為抽出) ○実施方法:郵送による配布・回収 ○回収率:28.5%
12 月 19 日	<p>第 3 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中間報告 ○今後の方針

時 期	概 要
平成 26 年 3 月 27 日	<p>第 4 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <p>○霧島市公共施設マネジメント計画基本方針案等について ○霧島市公共施設マネジメント計画検討委員会(仮称)の設置について</p> <p>■公共施設マネジメント計画(基本方針)策定の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度～平成 66 年度までの 40 年間 ・建物の更新基準(建替)は 80 年 ・総量縮減(財政シミュレーションでは、60%縮減) ・中堅・若手 WS(ワークショップ)などで地域の実情を考慮する ・10 年を計画期間とする実施計画を 5 年ごとにローリングする ・特に昭和 50 年代の建物のライフサイクルに留意する
5 月 13 日～ 6 月 21 日	<p>座談会</p> <p>市内 11 か所(概ね中学校区)で自治会長など地域住民との座談会を開催し、地域の生活実態や直面する課題、将来に対する不安等を聴き取り、意見交換を行った。</p> <p>○主な参加者:地区自治公民館長、行政(ワークショップメンバー、共生協働推進課、各総合支所地域振興課、事務局(タスクフォース))</p>
6 月 24 日	<p>第 1 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会 (外部委員会)</p> <p>○有識者講演 ○霧島市公共施設マネジメント基本方針案について</p>
8 月 22 日	<p>第 5 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <p>○「公共施設等総合管理計画」及び「都市再興のための公的不動産活用検討委託調査」について ○霧島市公共施設マネジメント計画骨子素案 ○「霧島市公共施設マネジメント基本方針(案)」に対して策定検討委員会(外部委員会)委員から寄せられた意見に対する回答等について</p>

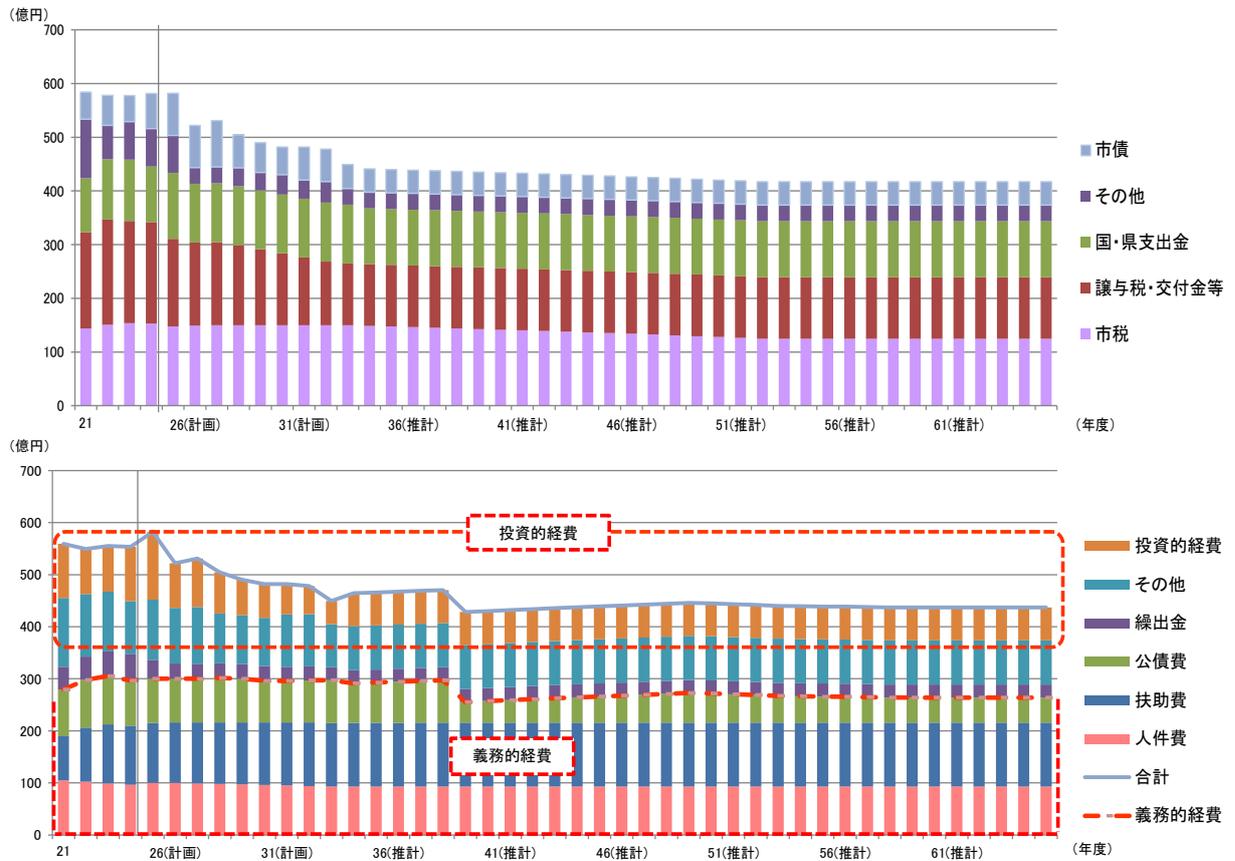
時 期	概 要
8 月 28 日	<p>第 2 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設等総合管理計画」及び「都市再興のための公的不動産活用検討委託調査」について ○霧島市公共施設マネジメント基本方針(案)について ○霧島市公共施設マネジメント計画骨子素案について
9 月 19 日	<p>第 6 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設マネジメント計画骨子案 ○地区別計画検討状況について
10 月 2 日	<p>第 3 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設マネジメント計画骨子(案)について ○地区の将来像検討について
11 月 7 日	<p>第 7 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画(道路橋梁等編)について ○計画策定取りまとめのスケジュールについて ○霧島市公共建物管理計画(仮称)素案について
11 月 14 日	<p>第 8 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共建物管理計画(仮称)素案について
11 月 20 日	<p>第 9 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共建物管理計画(仮称)素案について
11 月 27 日	<p>第 4 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設マネジメント計画の構成について ○霧島市公共建築物管理計画(仮称)素案について

時 期	概 要
12 月 25 日	<p>第 10 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定後の推進体制について ○道路・橋梁等の計画策定範囲等について ○霧島市公共建築物管理計画素案について
平成 27 年 2 月 13 日	<p>第 11 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設管理に関する基本的な方針(公共施設等総合管理計画)等について
3 月 18 日	<p>第 12 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設管理計画について ○今後のスケジュール等について
3 月 24 日	<p>第 5 回 霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○霧島市公共施設管理計画(案)について ○霧島市公共施設管理計画(案)に係る意見募集(パブリックコメント)の実施について(報告)

2. 将来の財政見通し試算の考え方

試算項目		試算の考え方
歳入	市税、国庫支出金・県支出金	霧島市経営健全化計画をベースに今後の人口動向などを見込み試算
	市債	投資的経費に連動させて試算
	その他歳入 (地方交付税、地方譲与税など)	霧島市経営健全化計画をベースに試算
歳出	扶助費	霧島市経営健全化計画をベースに今後の人口減少などを見込み試算
	公債費	既発行分の元金均等償還に、今後の市債発行分を加えて見込み試算
	維持補修費	建物の長寿命化を見込んだ修繕費を仮定して試算
	投資的経費	ケース①～④の条件に基づき試算
	その他歳出 (人件費、物件費、補助費など)	霧島市経営健全化計画をベースに試算

※平成 25～33 年度は霧島市経営健全化計画を採用



霧島市公共施設管理計画

平成 27 年 3 月

発行・編集：霧島市総務部財務課
〒899-4394
鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
TEL 0995-45-5111
FAX 0995-64-0931
HP <http://www.city-kirishima.jp>
E-mail zaisei@city-kirishima.jp



鹿児島県 霧島市